

壬生町次世代育成支援行動計画

すこやか みぶっこ 育成プラン

みんなで育てよう ～ 未来を担う みぶっこたち ～



平成17年3月

壬生町

すこやか みぶっこ 育成プラン

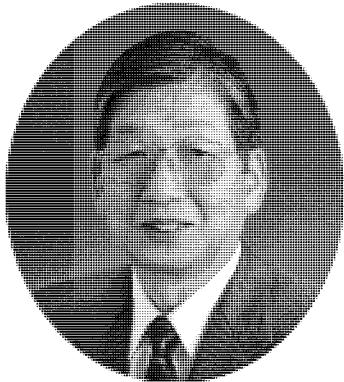
みんなで育てよう ～未来を担う みぶっこたち～



平成17年3月

壬 生 町

はじめに



(町長写真)

わが国の出生数は年々減少し、少子化が進行しております。少子化の進行は、社会に重大な影響を与えることが懸念されることから、国はもとより各自治体においてもさまざまな取組みがなされてきましたが、歯止めがかからず、今後もさらに進むと予想されています。また、近年は、子どもに対する痛ましい事件や児童虐待等が発生し、子どもを取り巻く状況は著しく変化しております。

壬生町においても、少子化対策を重要な課題と考え、エンゼルプランの策定などにより、総合的かつ計画的に子育て支援施策を実施してきましたが、依然として少子化傾向が進んでおります。

このような中で、国では平成15年7月に『次世代育成支援対策推進法』を制定し、社会全体で子育て支援のための行動計画を策定することが、地方自治体や事業主に義務づけられました。

このようなことから、本町においても、これから10年間にわたり次世代育成の総合的な施策を推進するために、「みんなで育てよう ～未来を担う みぶっこたち～」を基本理念とした『壬生町次世代育成支援行動計画』を策定いたしました。策定にあたっては、母子保健、保育・教育環境、生活環境、人権・安全の確保、福祉等多岐にわたることから、壬生町次世代育成支援地域行動計画実態調査を実施した他、町民の方々や関係者の方々から多数のご意見をいただき、本町の特長を生かし、実情に即した計画となるよう進めてまいりました。

今後、この計画に基づき、子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもと、関係機関や町民の皆様とともに少子化対策を積極的に推進していきたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会の委員の皆様をはじめ関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成17年3月

壬生町長 清水 英世

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点	9
2 基本理念	10
3 基本目標	11
4 施策の体系	12
5 重点施策	14
6 特定14項目に係る目標事業量	15

第3章 施策の展開

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備	19
基本目標2 母性並びに子どもの健康の支援の推進	26
基本目標3 安心して子育てできる生活環境の整備	31
基本目標4 子ども等の人権・安全の確保	34
基本目標5 保護を必要とする児童・家庭への支援の推進	38
基本目標6 地域における子育て支援の推進	41

第4章 計画の推進体制

1 庁内推進体制の構築	51
2 関係機関・団体等との連携	51
3 民間、住民との連携	51
4 国、県との連携	51

第5章 子どもを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	57
2 保育の状況	67
3 ニーズ調査にみる子どもを取り巻く状況	75

第6章 資 料 編

- 1 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱 95
- 2 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿 96
- 3 壬生町次世代育成支援行動計画策定部会委員名簿..... 96
- 4 計画策定の経緯 97

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 15 年度の全国の合計特殊出生率は 1.29 で、昭和 49 年以降毎年低下しており、現在の人口を維持する為に必要とされる人口置換水準の 2.08 には及ばず、少子化の傾向が著しく進んでいます。

この少子化の流れを変えるために、これまで国や各自治体において様々な施策が実施されてきましたが、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の地方自治体において、平成 16 年度に次世代育成に関する行動計画の策定が義務付けられました。

当町においても、平成 10 年度に「壬生町エンゼルプラン」を策定し、様々な施策を実施してきました。しかし、平成 15 年度の合計特殊出生率は 1.15 と依然として低く、全国及び栃木県をも大幅に下回っています。このような状態が続くと、人口の維持は難しく、地域経済や地域全体に多大な影響を与えることが懸念されます。

この計画を策定するにあたり、昨年度、就学前児童や小学生の保護者等を対象に、ニーズ調査を実施しましたが、その結果から次のようなことが明らかになりました。

- ・ 子育てに悩みや不安を感じている保護者は半数を超えており、その内容は、「子どもを叱りすぎ」、「病気や発達・発育」、「子どもの教育」などがあげられています。多くの保護者が、悩みや不安を軽減する支援を求めています。
- ・ 今後利用したい子育て支援サービスについては、「保育園や幼稚園の園庭開放」、「児童館」、「町が発行している子育て情報誌」等が多く、親子の居場所や子育て情報へのニーズが高くなっています。
- ・ 子育て支援で町へ要望することでは、「保育の費用負担の軽減」、「子ども連れで出かけられる場所の増加」、「医療機関体制の整備」など様々な支援が求められています。

このような状況を踏まえ、より一層の少子化対策に取り組むため、この計画を策定し、安心して生み育て、子どもが健やかに育つことができる町を目指します。

* 1 合計特殊出生率

1 人の女性が生涯に生むと思われる子どもの平均数を表わしたもの。

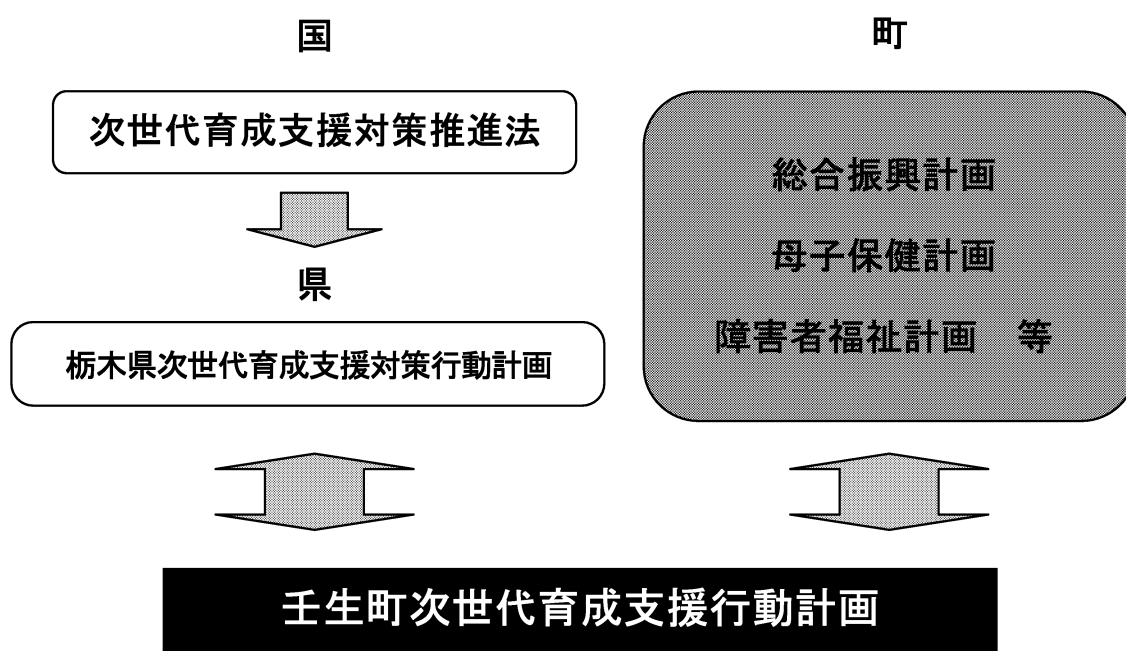
* 2 人口置換水準

人口が増加も減少もしない出生水準のことをいう。

2 計画の性格

- (1) 本町における、子育て支援の基本的方向を示すとともに、子育てに関わる様々な具体的施策の推進を進めていくための、基本的かつ総合的な計画です。
- (2) 家庭における子育てを基本としながら、行政・地域・学校及び企業等社会全体で取り組む方向性を示します。
- (3) 国の「次世代育成支援対策推進法」や県の「栃木県次世代育成支援対策行動計画」の基本的な考え方を踏まえるとともに、町の関連計画である「総合振興計画」、「母子保健計画」、「障害者福祉計画」等との整合性を図るものとしします。
- (4) 子どもと子育て家庭を取り巻く社会状況の変化に対応して、適宜適切な見直しを行い、改善を図っていく計画とします。また、計画の進捗状況を毎年調査し、公表します。

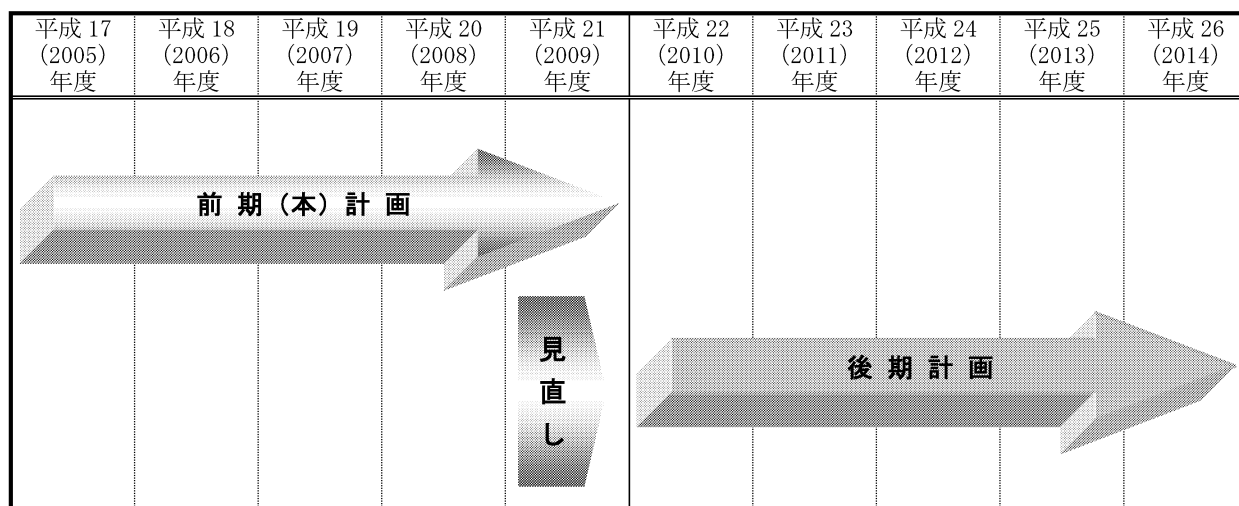
【 計 画 の 位 置 付 け 】



3 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

なお、平成17年度から平成21年度までを前期計画期間とし、平成21年度に見直しを行ったうえで、平成22年度からの5年間の後期計画を定めることとします。



4 計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、特に乳幼児、小学校低学年の児童とその家族を対象とします。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

この行動計画は、次の3つを重要な視点として策定します。

基本的視点

未来を担う子どもを支援する視点

子どもの幸せを考え、子どもの利益が尊重されるように配慮するとともに、次代の親づくりという長期的視点に立った子どもの健全育成の取り組みが必要とされます。

基本的視点

すべての家庭の子育てを支援する視点

多様な子育て支援ニーズに対応し、安心してサービスが利用できる環境の整備への取り組みが必要とされます。また、男女が協力して子育てを行うことや子育てと仕事の両立、子育ての孤立化などへの対応も必要とされます。

基本的視点

地域社会全体で子育てを支援する視点

地域の特性を踏まえ、様々な社会資源を有効的に活用し、地域社会全体で取り組むことが必要とされます。

2 基本理念

この行動計画では、3つの基本的視点に立ち、次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、壬生町の子育ての現状に応じて、次の3つの基本理念を掲げ、この計画を策定します。

基本理念 1

すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するための環境を整備すると共に、思いやりや主体性・自立をうながし、次代を担う子どもの豊かな心を育むことが出来るように支援します

基本理念 2

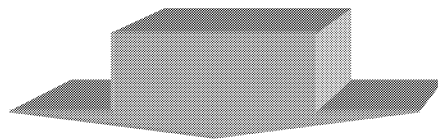
すべての家庭で安心して生み育てることができる環境づくり

すべての家庭で安心して生み育てることが出来、子育ての喜びが実感されるように、出産・子育ての障害を軽減するように支援します

基本理念 3

子育てにやさしい地域の環境づくり

子どもと親がのびのび暮らす環境を整備するために、地域の社会資源を有効的に活用し、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支援します



**みんなで育てよう
～未来を担う みぶっこたち～**

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の6つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標 1

子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会が連携し、子どもの豊かな人間性や思いやりの心を育み、心身ともに健やかに成長できるよう教育環境を整備し、子どもの健全育成を推進します。

基本目標 2

母性並びに子どもの健康の支援の推進

親の心身の健康を保持し、安心して生み育てることができ、子どもが健康的な生活が送れるよう母子保健を中心とした保健医療環境を整備するとともに、不慮の事故や疾病等に的確に対応します。

基本目標 3

安心して子育てできる生活環境の整備

多く保護者が抱えている子育てへの不安や負担を軽減するため、子育てに適した住居環境、安全・安心に配慮したまちづくり、仕事と子育ての両立支援などを推進し、安心して子育てできる生活環境を整備します。

基本目標 4

子ども等の人権・安全の確保

子ども等を交通事故や犯罪から守るため、保育園・幼稚園、学校、警察、地域が協力・連携し、子ども等の人権や安全が確保できる施策を推進するとともに、社会問題となっているいじめや児童虐待の防止・対応を地域全体で取り組みます。

基本目標 5

保護を必要とする児童・家庭への支援の推進

ひとり親家庭の自立や障害児及びその家庭への支援など援護を必要とする子どもや家庭のための施策を推進します。

基本目標 6

地域における子育て支援の推進

子育ては家庭が基本であるとともに、子どもは地域の宝であるという考えに立ち、壬生町の社会資源を有効活用し、地域全体で子育てを支援するための施策を推進します。

4 施策の体系

基本理念

1. すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり
2. すべての家庭で安心して生み育てることができる環境づくり
3. 子育てにやさしい地域の環境づくり

基本目標

主要課題

施策

1. 子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

1. 児童の健全育成の推進

1. 児童の体験活動の推進 P19
2. スポーツ・イベントによる心身の育成の推進 P20
3. 文化活動による心の育成の推進 P21
4. 世代間交流の推進 P21
5. 経済的支援の推進 P21

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

1. 特色ある学校づくりの推進 P22
2. 国際交流の推進 P22
3. 地域に開かれた学校づくりの推進 P23
4. 経済的支援の推進 P23

3. 家庭や地域の教育力の向上

1. 家庭教育への支援の推進 P24
2. 地域の教育力の向上 P24

4. 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

1. 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進 P25

2. 母性並びに子どもの健康の支援の推進

1. 子どもや母親の健康の確保

1. 子どもや母親の健康の確保 P26
2. 経済的支援の推進 P28

2. 思春期保健の充実

1. 思春期保健の充実 P28

3. 小児医療体制の整備

1. 小児医療体制の整備 P29

4. 食育の推進

1. 食育の推進 P29

5. 不妊対策の推進

1. 不妊対策の推進 P30

基本目標	主要課題	施策
3. 安心して子育てで できる生活環境の整備	1. 子育て家庭の住環境の整備	1. 良好な居住環境の確保 P31
	2. 安全な道路・交通環境の整備	1. 道路・交通環境の整備 P31
	3. 防犯環境の整備	1. 防犯設備の整備 P32
	4. 仕事と子育ての両立の推進	1. 仕事と子育ての両立への支援 P32
	5. 男女共同による育児の推進	1. 男女共同による育児の推進 P33
4. 子ども等の人権・ 安全の確保	1. 児童虐待の予防・対応の推進	1. 児童虐待防止対策の推進 P34
	2. 交通安全・防犯対策の推進	1. 交通安全対策の推進 P35 2. 防犯対策の推進 P35
	3. 子どもの人権擁護の推進	1. 子どもの人権の啓発 P36
	4. 青少年健全育成の推進	1. 青少年健全育成の推進 P37
5. 保護を必要とする 児童・家庭への支援の推進	1. ひとり親家庭の自立支援	1. ひとり親家庭の自立支援の推進 P38 2. 経済的支援の推進 P38
	2. 障害児及び家庭への支援	1. 障害児施策の推進 P39 2. 経済的支援の推進 P40
6. 地域における子育て 支援の推進	1. 多様なニーズに対応する保育サービスの充実	1. 保育サービスの充実 P41 2. 居宅における児童の養育の支援 P44 3. 経済的支援の推進 P44
	2. 親子の居場所づくりの推進	1. 公園整備事業の推進 P45 2. 児童館事業の推進 P45
	3. 子育て相談・指導・情報提供体制の整備	1. 子育て相談・指導・情報提供体制の整備 P46
	4. 子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成	1. 子育て支援ネットワークの整備 P47 2. 子育て支援団体の育成 P47

5 重点施策

基本目標に基づいて、次の項目を重点施策として、積極的な推進を図ります。

重点施策 1. 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

＜重点事業＞ 子どもたちのアグリ体験学習支援事業 P25

重点施策 2. 子どもや母親の健康の確保

＜重点事業＞ 母子健診事業 P26
母子保健健康推進配置事業 P27

重点施策 3. 食育の推進

＜重点事業＞ 母子栄養事業 P29

重点施策 4. 児童虐待防止対策の推進

＜重点事業＞ 児童虐待に対する相談窓口の開設 P34

重点施策 5. 交通安全・防犯対策の推進

＜重点事業＞ 交通安全教室の開催 P35
防犯教室の開催 P35

重点施策 6. 障害児施策の推進

＜重点事業＞ 障害児施策の推進 P39

重点施策 7. 保育サービスの充実

＜重点事業＞ 放課後児童健全育成事業（学童保育） P42
民間保育園施設整備補助事業 P43

重点施策 8. 親子の居場所づくりの推進

＜重点事業＞ 児童館事業 P19, 45

重点施策 9. 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

＜重点事業＞ 地域子育て支援センター事業 P46

重点施策 10. 子育て支援ネットワークの整備

＜重点事業＞ 保育園、幼稚園、学校等との連携 P47

6 特定 14 項目に係る目標事業量

事業		平成 16 年度 (実施予定)	平成 21 年度 (目標事業量)
①通常保育事業 (公立・私立合計) H16.4.1 現在	合計	〔児童数〕 : 637 人	〔児童数〕 : 720 人
	0 歳児	〔児童数〕 : 22 人	〔児童数〕 : 70 人
	1, 2 歳児	〔児童数〕 : 190 人	〔児童数〕 : 220 人
	3 歳児	〔児童数〕 : 140 人	〔児童数〕 : 130 人
	4, 5 歳児	〔児童数〕 : 285 人	〔児童数〕 : 300 人
②延長保育事業	合計	〔児童数〕 : 67 人 5 か所※	〔児童数〕 : 185 人 6 か所
	30 分延長	(1 時間延長に含む)	
	1 時間延長	〔児童数〕 : 59 人 4 か所※	〔児童数〕 : 150 人 4 か所
	2 時間延長	〔児童数〕 : 8 人 1 か所※	〔児童数〕 : 25 人 1 か所
	3 時間以上延長	〔児童数〕 : 0 人 0 か所※	〔児童数〕 : 10 人 1 か所
③夜間保育事業		(実施予定なし)	
④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		(実施予定なし)	
⑤休日保育事業		〔児童数〕 : 2 人 2 か所※	〔児童数〕 : 10 人 3 か所
⑥放課後児童健全育成事業		〔児童数〕 : 134 人 4 か所	〔児童数〕 : 170 人 5 か所
⑦病後時保育事業	派遣型	(実施予定なし)	
⑧病後時保育事業	施設型	〔児童数〕 : 0 人 0 か所	〔児童数〕 : 4 人 1 か所
⑨子育て短期支援事業(ショートステイ)		(実施予定なし)	
⑩一時保育事業		〔児童数〕 : 4,818 人／年 3 か所※	〔児童数〕 : 5,500 人／年 4 か所
⑪特定保育事業		(実施予定なし)	
⑫ファミリーサポートセンター事業		0 か所	1 か所
⑬地域子育て支援センター事業		3 か所	1 か所
⑭つどいの広場事業		(実施予定なし)	

※平成 15 年度実績

第 3 章 施策の展開

基本目標 1. 子どもが心身ともに健やかに成長できる 教育環境の整備

主要課題 1 児童の健全育成の推進

少子化、都市化、生活様式や意識の変化などにより、あそび等を通した子ども同士の活動、地域の人たちや自然・文化等とふれあう機会が少なくなり、自らの体験を通して学び、成長することが難しくなっています。

体験学習やスポーツ、文化活動、異なる年代の人との交流の場を提供し、子どもの豊かな人間性や自立心を育み、児童の健全育成を図ることが課題となっています。

施策 1. 児童の体験活動の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童館事業	現在実施されている、なかよしルーム、ほっと・ぶれいくサロン、小学生教室、プチ工作、ハリークラブ、世代間交流、居場所づくりを児童館事業として統合し、児童館の機能・内容の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。	重点	福祉課
2 みぶホリデーアクションプラン	子どもたちに不足している体験活動を提供するため、子どもたちが自由に遊べる場として、町施設「嘉陽が丘ふれあい広場」を無料開放し、異なる年齢集団の交流を図るとともに、地域支援ボランティアが趣味や特技を生かした講座を開催し、大人と子どもの交流を図ります。また、住民のボランティアが学校の体育館等を利用し、子どもたちを教育・支援することにより、地域の教育力の向上に努めます。 〈主な内容〉 ① 児童文化教室（宿泊研修、カルタとり大会、ドッチボール大会等） ② 子ども遊び学び塾 ③ 心の教育出前講座 ④ ウィークエンド・ユース・アクティビティ	継続	生涯学習課

施策 2. スポーツ・イベントによる心身の育成の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 ファミリー体育祭開催事業	3年に一度の開催ですが、町民多数の参加を得てスポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、子どもたちが各種競技に参加することによって、親子間そして地域住民と交流することで、地域の親交を図ります。	継続	スポーツ振興課
2 壬生町レクリエーション大会開催事業	「いつでも、どこでも、だれとでも」手軽に楽しめるニュースポーツを紹介し、普及させることにより家族のふれあいと健康維持を図ります。	継続	スポーツ振興課
3 しののめ花祭り開催事業	毎年、多くの町民が参加する『しののめ花祭り』に、親子の参加を呼びかけ、親子同士や地域住民と交流し、また、お祭を楽しむことにより、親の気分転換や子どもたちの心身の健全育成を図ります。	継続	商工観光課
4 学校体育施設開放事業	ニーズ調査によると、遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊べる場所がない」などの意見が多く、保護者からあげられています。 今後、一般に開放している学校体育施設を、親子のグループにスポーツや遊びの場としても開放し、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	継続	スポーツ振興課
5 体育指導員活動事業	体育指導員の活動の中で、手軽に楽しめるニュースポーツ教室や大会に、子どもたちや親子の参加を呼びかけ、スポーツの楽しさの体験、親子のふれあいを図ります。	継続	スポーツ振興課
6 総合型地域スポーツクラブ等の創設	今後創設が予定されている『総合型地域スポーツクラブ』等において、親子が参加できるプログラムを検討します。	新規	スポーツ振興課

施策 3. 文化活動による心の育成の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 学校利用推進事業	学校へ出向き、原始・古代の資料を見たり、触れたり、体験したりして、当時の人々の生活の様子について知り、郷土の歴史を身近に認識します。	継続	生涯学習課
2 音楽鑑賞会開催等委託事業	壬生町施設振興公社に委託して開催する音楽会等に、子どもたちや親子の参加を呼びかけることにより、文化芸術活動への関心を高め、豊かな感性の育成を図ります。また、各種の文化活動への活発な参加及び実践を促します。	継続	生涯学習課
3 企画展開催事業	郷土の歴史や文化等を紹介する企画展・特別展に、子どもたちや親子の参加を呼びかけ、郷土の歴史や文化等を知り、郷土を愛する心の育成を図ります。	継続	生涯学習課

施策 4. 世代間交流の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 ジュニアリーダーズクラブ活動事業	高校生・中学生からなるボランティア団体で、子ども会や社会教育活動の実行・援助をするとともに、自らの向上にも努め、奉仕の精神の育成を図ります。	継続	生涯学習課

施策 5. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童手当の支給	小学校第3学年修了前の児童を養育する保護者に、第1子・2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円を支給し、経済的負担の軽減を図ります。（支給要件として所得制限があります。）	継続	福祉課
2 すこやか子育て支援金制度	少子化時代における子どもの健やかな成長を願い、第3子以降の出産・養育に対し、1人につき10万円を支給します。	継続	福祉課

主要課題2

子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学力の低下とともに、子どもたちの豊かな人間性や自立する心などが希薄になっています。

そこで、学校教育環境等を整備し、個性を尊重し、成長の段階にあった次代を担う子どもの生きる力の育成を図ることが課題となっています。

施策 1. 特色ある学校づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 外国語指導助手招致事業	外国語指導助手を、各中学校に配置し、英語学習の充実を図るとともに、各小学校へも派遣し、外国の文化等を取り入れながら、外国語教育の促進を図ります。	継続	学校教育課
2 臨海自然教室推進事業	小学生に海辺での集団宿泊体験や自然体験、漁業や海運等に関する教育資源を活用した体験的学習を行います。	継続	学校教育課
3 マイ・チャレンジ推進事業	「学校・家庭・地域が力を合わせて地域の子どもの育成する」ことを趣旨として、中学2年生を対象に、地域の人々とのふれあいなどの社会体験活動を通して、児童生徒の「共に生きる心」や「感謝の心」の育成を図ります。	継続	学校教育課
4 学校施設改修事業	町内の各小中学校の老朽化した施設を修繕改修し、良好な教育環境づくりと児童生徒の安全確保を図ります。また、耐震診断を行い、災害時における地域住民の避難場所として、防災機能の充実強化を図ります。	継続	学校教育課

施策 2. 国際交流の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 中学生国際交流推進事業	町内中学生を海外に派遣し、現地での生活体験や中高生との交流を通じて、外国語による表現力や理解力を高めるとともに、国際感覚豊かな児童生徒の育成と国際交流の推進を図ります。	継続	学校教育課

施策 3. 地域に開かれた学校づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 学校地域支援ボランティア推進事業	学校の教育活動・地域の教育活動において、地域の方たちが子ども支援ボランティアとして、学校や地域を支援する活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の「心の教育」の推進、「生きる力」の育成を図ります。	継続	生涯学習課

施策 4. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 奨学金支給事業	町内中学校卒業生に対して、一定の条件の下に、高等学校の学費の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	学校教育課

主要課題 3

家庭や地域の教育力の向上

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、今の若い親たちは、子育てや家庭教育を家族や親族、地域の人たちから学んだり支えられたりする経験が少なくなっています。そのため、教育の基本となる家庭の教育力が低下し、また、地域の人間関係が希薄になる中で、地域の教育力も低下しています。

親が自覚を持って家庭教育を行うように支援するとともに、“地域の宝”である子どもたちを地域が協力して育てていくために、地域の教育力の向上が課題となっています。

施策 1. 家庭教育への支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 就学時健診等を活用した子育て講座	小学校の就学時健診の際、保護者を対象に子育て講座を実施し、保護者の子育てに対する不安等の軽減を図るとともに、家庭の教育力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
2 思春期の子を持つ親のための子育て講座	小学校において、授業参観など保護者が集まる機会を活用して、6年生の保護者を中心に子育て講座を実施し、保護者の子育てに対する不安等の軽減を図るとともに、家庭の教育力の向上を図ります。	継続	生涯学習課
3 家庭教育（共育）学級開催事業	親・学校・地域社会の三者が、子どもを共に育てる・学ぶことを通して、親自身も「子どもと共に育つ」という意味で「共育」とし、年度5校を対象に、各学校単位を1学級として、子育てについての学習、親子ふれあい活動、親同士の仲間づくりを推進します。	継続	生涯学習課

施策 2. 地域の教育力の向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 リーダーの養成・研修	多岐にわたる生涯学習ニーズに対応するため、各分野における専門的知識を習得させるための研修会開催や指導者の育成と活用を図ります。	継続	生涯学習課
2 ライフステージに対応した学習内容	保育園・幼稚園・学校・行政等が連携し、現在行われている様々な教育を見直し、子どもの発達段階に応じた教育の推進を図ります。	継続	生涯学習課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 社会教育団体 育成事業	教育行政を推進していく上で民間の活力は重要です。特に、各分野において、団体等の協力が不可欠なため、各団体の育成を図っていきます。	継続	生涯学習課
4 幼稚園地域子 育て等推進事 業	高齢者など異なる世代間との交流、親子共有体験等の幼稚園が行う体験活動を支援し、子どもたちの豊かな人間性の育成を図ります。	継続	学校教育課

主要課題 4

子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

都市化の進展や価値観等が変化する中で、子どもの地域との関係が希薄になり、また、積極的に社会参加する意識も希薄になっています。

壬生町の豊かな自然や農業の体験学習、地域活動を通して、地域とのふれあいや社会参加を促し、豊かな人間性や自立心の育成を図ることが課題となっています。

施策 1. 子どもの地域とのふれあいや社会参加の推進

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 平地林保全対 策推進事業	現在、「わんぱく北っ子の森」（壬生北小学校）、「わんぱく睦っ子の森」（睦小学校）の2ヶ所を学習林として整備し、児童生徒が自然とのふれあいを楽しみながら、自然の尊さや仕組みを理解してもらうとともに、自然を守る意識の高揚を図り、児童生徒の健全育成を推進しています。 今後も、子どもたちの自然とのふれあいの場の拡充に努めます。	継続	農務課
2 子どもたちの アグリ体験学 習支援事業	小学校において、地域の農業者を「わんぱく農業インストラクター」として配置し、児童の農業体験学習を行い、農業への関心の醸成と食と農への理解促進を図り、児童の健全育成を推進しています。 現在は、6小学校（県単事業3校、町単事業3校）で実施していますが、事業終了後は、町単独事業として4～5校で実施し、単に農業体験だけではなく食育教育の一環となるよう内容の検討を行います。	重点	農務課
3 子どもたちの 社会参加の推進	子どもたちが、地域の行事や社会奉仕活動等に積極的に参加するよう啓発や機会・場を提供し、自立心や地域を愛する心の育成を図ります。	継続	生涯学習課

基本目標 2. 母性並びに子どもの健康の支援の推進

主要課題 1 子どもや母親の健康の確保

妊娠や出産、子育ては、母親の肉体的・精神的負担が大きく、また、ニーズ調査によると子どもの病気や発育・発達に対して多くの保護者が不安を持っています。

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、健康について必要な知識の習得や健診による疾病などの早期発見、不安感や孤独感を軽減する相談・指導など、母子保健の整備が課題となっています。

施策 1. 子どもや母親の健康の確保

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 母子健診事業	乳幼児期の健康の保持、増進を図るため、各期において健康診査を実施し、疾病等の早期発見や成長発達に応じた育児支援をしています。 ・ 4 か月児健診 ・ 10 か月児健診 ・ 1 歳 6 か月児健診 ・ 3 歳児健診 ・ 5 歳児健診（平成 16 年度からモデル事業） <受診率> 平成 15 年度実績：93.3% ↓ 平成 21 年度目標：95.0%	重点	保健課
2 妊娠届、母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、妊婦を早期に把握し、必要な保健指導・相談や妊婦一般健康診査を行ったり、また、妊娠、出産、育児に関する一貫した記録を母子手帳に記載することにより、母子保健の正しい知識を高めるとともに、母子保健の向上を図ります。	継続	保健課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 児童環境づくり事業	<一貫した母子保健システムづくり> 現在、妊娠から出生、子育てに関して一貫した母子保健対策を実施していますが、今後、支援費制度の開始、子育て支援センターの開設、5歳児健診モデル事業の開始等、新たな制度・施設を開始し、母子保健の充実に努めます。また、保健課の役割や体制を再検討し、体制の強化を図ります。	継続	保健課
	<妊婦・新生児訪問指導の推進> 現在、病院や健康福祉センター等と連携し、若年妊産婦、新生児、低体重児、里帰り中の妊婦等の訪問指導や母子保健推進員による妊産婦・乳幼児の訪問指導を行っています。 今後は、特に、若年妊産婦、低体重児等、出産や育児にハイリスク要因がある家庭に対する訪問指導やフォローの強化を検討するとともに、母子保健推進員との連携を密にし、母子保健の充実に努めます。		
4 予防接種事業	予防接種法及び結核防止法にもとづき、予防接種を実施し、子どもの健康を守ります。	継続	保健課
5 母子保健健康推進配置事業	子育ての経験を生かし、妊産婦・乳幼児の家庭訪問や、健診・教室などの手伝いを通し、36名の母子推進員が地域と行政とのパイプ役として活動しています。 今後も、地域の顔として、育児不安や悩みの相談に応じたり、児童虐待等の早期発見のチームの一員として連携をとり子育てを支援します。	重点	保健課
6 母親学級	妊娠、出産、育児について学ぶことにより、正しい知識の習得や、参加した母親の交流を促し、不安の軽減を図ります。	継続	保健課
7 出産母子支援事業	出産後の乳房の手入れ方法や赤ちゃんの育て方など不安や悩みについて個別相談に応じます。	継続	保健課
8 ふれあいブックスタート事業	子どもの豊かな心とことばを育むため「絵本」を介し、親子の絆を深め楽しい子育てを支援します。	継続	保健課

施策 2. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 妊産婦医療費助成事業	妊産婦が妊娠中あるいは出産した翌月末までの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	継続	福祉課
2 乳幼児医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健やかな育成を図るため、未就学児の医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	継続	福祉課

主要課題2 思春期保健の充実

次代を担う子どもが健やかに成長するためには、自らの健康や性に対する正しい知識の習得を支援することが課題となっています。

施策 1. 思春期保健の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 子どもの心の健康づくり対策事業	小学校において、担任・養護教諭・保健師が連携し、性教育を行っています。 今後も性教育の実施とともに、思いやりややさしさ等についての教育を行い、児童生徒の豊かな心の育成に努めます。	継続	学校教育課 保健課
2 喫煙対策	『健康みぶ21計画』の一環として、タバコの害についての健康教室を実施しています。 今後も健康教室の実施や広報による啓発を行い、未成年者には喫煙させない環境整備を推進します。	継続	保健課

主要課題 3

小児医療体制の整備

ニーズ調査をみると、多くの保護者が、「子どもの健康や発育・発達」に不安感を持ち、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」を望んでいます。

保護者の不安感を解消し、安心して子育てするためには、小児医療体制の整備が課題となっています。

施策 1. 小児医療体制の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 病院群輪番制 病院運営費事業	休日、夜間の救急医療対策として、管内において、救急センター及び病院群輪番制病院運営の委託により、小児医療も含めた医療体制の整備を図ります。	継続	保健課
2 在宅当番医師 委託事業	町内の医師会に一次救急医療を委託し、医療体制の整備を図ります。	継続	保健課

主要課題 4

食育の推進

食は、健康を維持し、健やかな成長をするための大切な要素であるとともに、家族関係づくりや人間性の形成の基本です。

食に対する正しい知識やマナーの習得、楽しい食事をする習慣やおいしいものをおいしく感じる力を養うために、食育の推進が必要とされています。

施策 1. 食育の推進

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 母子栄養事業	母親学級において、妊娠期からの栄養バランスの知識と大切さを指導しており、また、生後2ヶ月の乳児の母親に、離乳食を含めたバランスのとれた食事、母乳や育児について、栄養士が指導・相談を行っています。 今後も、健やかな生活を送るために、食事の大切さや楽しさ、バランス食について指導するとともに、個別の相談に応じるなど、妊娠期からの食育の推進に努めます。	重点	保健課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
2 地産地消推進事業	学校と地域が連携し、子どもたちが食について、自ら学び、自ら実践できるような体制を整備するとともに、地域の農業に対する理解促進を図ります。	継続	農務課
3 食育教育の推進	保育園、幼稚園、小中学校の給食において、食事の大切さや楽しさ、食事のマナー等についての教育を行い、子どもたちの“生きる力”の育成を図ります。	継続	保健課 学校教育課 福祉課

主要課題 5

不妊対策の推進

子どもを生みたくても生まれない悩みを持っている人に対し、適切な情報を提供することが求められています。

施策 1. 不妊対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 不妊対策についての情報提供	県が実施している不妊治療に対する助成等についての情報を提供します。	継続	福祉課

基本目標 3. 安心して子育てできる生活環境の整備

主要課題 1 子育て家庭の住環境の整備

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てをするためには、安全で、ゆとりがあり、子育てに適した住環境の整備が求められています。

施策 1. 良好な居住環境の確保

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 御里土地区画整理事業	公園・歩道の整備、防災対策や子育てに適した住宅の建築など居住環境を確保するため、土地区画整理事業（組合施行）を支援します。	継続	都市計画課

主要課題 2 安全な道路・交通環境の整備

子どもの交通事故は多発しており、また、安心して親子が外出する環境はまだ十分とはいえません。

歩道の整備やバリアフリー化、交通安全設備の整備など、交通安全対策の整備・拡充が課題となっています。

施策 1. 道路・交通環境の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 交通安全施設の設置・修繕	道路交通網の整備により、交通量が増し、交通事故が増加する傾向を踏まえ、カーブミラーや区画線、ガードレール等の整備・修繕をおこない、交通事故防止を図ります。	継続	総務課
2 歩道整備事業	通学路などの道路の歩道を整備し、児童生徒の通学時の安全性を確保するとともに、親子が安心して出かけられる交通環境の整備を推進します。	継続	建設課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 安塚駅前広場整備事業	現在の安塚駅前広場は、狭く、歩道がなく、放置自転車が散乱しています。駅前広場のロータリー化や停車帯の設置、バリアフリー歩道の新設等により、親子のみならず、住民が安心して通行できるよう整備します。	継続	都市計画課

主要課題3 防犯環境の整備

子どもに対する凶悪な犯罪が多発し、大きな社会問題となっており、親たちの不安が増大しています。防犯に対するハード面の整備が求められています。

施策 1. 防犯設備の整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 防犯灯整備事業	自治会等からの要請により、町で防犯灯の新設を行い、明るい通学路・街並みの整備を図ります。更に、自治会で管理している防犯灯についても、修繕料・電気料の補助を行い、通学路以外の場所についても、明るく犯罪の起きにくい地域づくりに努めます。	継続	総務課

主要課題4 仕事と子育ての両立の推進

働く女性が増え、子育て家庭の半数近くの母親が働いていますが、仕事と子育ての両立は負担が大きく、妊娠を契機に退職する女性も少なからずいます。

就労環境を改善し、安心して出産・子育てできる体制を整備するとともに、働きたい母親に対する情報提供が課題となっています。

施策 1. 仕事と子育ての両立への支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 就労環境改善の職場への啓発	産休、育児休業の取得の推進や働き方の見直しなどについて労働局などと連携し、町内の企業や職場などに啓発を行い、出産・子育てに適した就労環境の改善を図ります。	継続	商工観光課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
2 女性の就労情報の提供	女性の再就職や就職についての情報を、ハローワーク等と連携し提供します。	継続	商工観光課

主要課題5 男女共同による育児の推進

現在は、積極的に育児に携わる父親が増え、育児は男女が共同で行うものという意識が浸透してきましたが、まだ、育児は女性の仕事という考えも残っており、女性に育児の負担がかかっています。

より一層、男女共同による育児を推進するための啓発活動や男性も育児に関する正しい知識を習得する育児教育の実施が課題となっています。

施策 1. 男女共同による育児の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 男女共同による育児の啓発	男女共同による育児の啓発を行い、父親のみならず、町民の意識改革を図り、男女共同による育児の環境づくりを推進します。	継続	生涯学習課
2 両親学級の開催	子育ては女性だけが担うものではなく、男性も積極的に参加するように、男性にも出産や育児についての学習の場を提供します。	継続	保健課

基本目標 4. 子ども等の人権・安全の確保

主要課題 1 児童虐待の予防・対応の推進

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正に伴い、各市町村が児童虐待等の通告受理機関に加えられるとともに、児童に関する一義的な相談支援機関として位置づけられています。

大きな社会問題になっている児童虐待に対して、相談体制の確立や関係機関との連携などにより、未然防止策を早急に推進することが課題となっています。

施策 1. 児童虐待防止対策の推進

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童虐待に対する相談窓口の開設	児童福祉法及び児童虐待防止法の改正に伴い、各市町村は児童虐待等に関する相談体制の確立が求められています。 そこで、平成17年4月から、児童虐待や障害相談を含む子育てに関する各種の相談全般を受け止め、地域の民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、必要な助言・指導を行います。相談窓口を開設することにより、児童虐待に対する取組み強化を図ります。	重点 (新規)	福祉課
2 児童環境づくり基盤整備事業	乳幼児健診や育児相談等の際、育児不安や悩みの相談・指導等を行っています。 今後は、母子保健や関係機関との連携を密にし、児童虐待の未然防止に努めます。	継続	保健課
3 DV対策と連携	DV（ドメスティック・バイオレンス）が児童虐待と関連するケースが多く、その対策と連携して児童虐待防止を図ります。	継続	福祉課

主要課題 2**交通安全・防犯対策の推進**

子どもたちを交通事故や犯罪から守るためには、ハード面の整備に加え、関係機関や地域住民が連携して対策を講じるとともに、子ども自身が自らの身を守ることが出来るような習慣や態度を身につけるための教育などのソフト面の整備が課題となっています。

施策 1. 交通安全対策の推進**重点施策**

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 交通安全教室の開催	保育園や小学校において、町交通教育指導員が窓口になり、県交通安全センターのマロニエ号（交通安全教育車）を派遣依頼し、模擬交差点体験など楽しみながら身に付く交通安全教室を開催しています。 今後は、多発する子どもの交通事故に対応するため、内容を再検討し、より多くの人々が参加できるような教室を開催し、小さいうちからしっかりと正しい交通ルールを身につけられるよう努めます。	重点	総務課
2 交通指導員の配置事業	朝の登校時の児童の安全を確保するため、交通指導員を町内8小学校区の通学路に15人配置し、立哨指導を行います。	継続	総務課
3 チャイルドシート購入費補助事業	乳幼児がいる家庭がチャイルドシートを購入した場合、購入費の一部を助成します。	継続	福祉課

施策 2. 防犯対策の推進**重点施策**

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 防犯教室の開催	保育園において、警察官を講師として防犯教室を行っています。 今後も、凶悪化する犯罪に対応するため、子どもたちはもとより保育士に対しても緊急時の対応等について、実践を交えた教室を開催し、安全で安心できる環境づくりに努めます。	重点	総務課
2 防犯運動事業	町内4つ（壬生・稲葉・南犬飼・おもちゃのまち）の防犯組合への助成により、組合の防犯活動を支援し、犯罪の防止に努めています。	継続	総務課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
3 地域・学校・警察等との連携	「安全安心まちづくり会議」を定期的 に開催し、町・防犯組合・警察・学校等の横 の連携を強化し、地域全体から犯罪を無く し、万一、事件が起きた場合にも速やかに 対応できるようにします。また、地域・学 校・警察等がより一層緊密な連絡を取り合 い、地域全体で児童の防犯対策に取り組み ます。	継続	総務課

主要課題3

子どもの人権擁護の推進

子どもへの犯罪や児童虐待などの防止のためには、子どもの人権や権利についての啓発が求められています。

施策 1. 子どもの人権の啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 子どもの人権の周知徹底	子どもの権利条約等の周知により、子ども の人権や権利の大切さを啓発し、子ども への犯罪や児童虐待の防止に努めます。	継続	住民課

主要課題 4

青少年健全育成の推進

青少年の犯罪や非行の芽を摘みとり健全な方向に導くために、地域住民及び関係機関・団体と行政が相互連携のもと、継続的に健全育成活動を推進します。

施策 1. 青少年健全育成の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 青少年健全育成標語募集	青少年を非行から守り犯罪の未然防止と更生のために、壬生中学校と南犬飼中学校第2学年在学生徒を対象に、標語を募集し、広く町民に普及啓発し、青少年健全育成活動を推進します。	継続	生涯学習課
2 青少年を取り巻く有害環境浄化の推進	「みんなで協力。ポルノ自販機0（ゼロ）の町」の立て看板を設置し啓発を図ります。また、書店・ビデオ店・コンビニ等、立ち入り調査を行い、有害図書等管理などの指導や協力要請を行います。	継続	生涯学習課
3 「壬生の子どもをみんなで育てよう」運動の実施	21世紀を担う子どもたちを健全に育てるために、家庭・学校・地域で連携し様々な事業を展開します。 ・子どもと親を対象に講話等を実施します。 ・自治会等を対象に青少年健全育成地域懇談会を開催します。	継続	生涯学習課
4 街頭補導、パトロールの実施	青少年の豊かな生活と将来ある人格の形成を目指し、催し会場及び町内を深夜時に定期的な補導を実施します。	継続	生涯学習課
5 青少年健全育成実施委員会の支援	町内関係機関団体が積極的に力を合わせ、青少年健全育成に取り組んでいる活動を支援します。	継続	生涯学習課
6 安心して登下校できる住民運動の推進	地域住民に登下校時のパトロールを呼びかけ、地域全体で児童生徒を犯罪から守ります。	新規	生涯学習課

基本目標 5. 保護を必要とする児童・家庭への支援の推進

主要課題 1 ひとり親家庭の自立支援

離婚等さまざまな理由により、母子・父子家庭などひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、子育てについて多くの問題や負担をかかえており、相談体制の整備や経済的支援などが求められています。

施策 1. ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 母子寡婦福祉事業	母子家庭や寡婦の方の経済的自立を助け、扶養している子どもの福祉を増進するため、低利の貸付金の申請を受付します。	継続	福祉課

施策 2. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の子どものいるひとり親家庭、及び、両親のどちらかが身体障害者1・2級の家庭に対して、医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	継続	福祉課
2 ひとり親家庭高校進学援助事業	高校に進学する児童の家庭に対して、高校進学にかかる費用の一部を援助します。	継続	福祉課
3 児童扶養手当	母子家庭などの生活の安定と社会的自立及び児童の健全育成を図るために、扶養手当を支給します。	継続	福祉課
4 遺児手当	両親又は片親が死亡しているなどの家庭に対し、義務教育修了前の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	継続	福祉課

主要課題 2

障害児及び家庭への支援

障害のある子どもや家庭への支援は、「障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることが出来る社会の実現」というノーマライゼーションの理念にもとづいて行わなければなりません。

相談体制の整備、保育・教育環境の整備、ホームヘルプサービス、経済的支援等を行い、健康の保持・増進や生活の安定を図り、自立した生活を送れるよう支援していくことが課題となっています。

施策 1. 障害児施策の推進

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 障害児施策の推進	障害児の育成・就学から自立に対して、こども発達支援センタードリームキッズをライフステージに応じた相談等の各種サービスの提供の拠点として、障害児に対する支援体制・機能を強化します。併せて、児童と障害児のふれあいを通じて、児童の健全育成を推進します。	重点 (新規)	福祉課
2 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ	現在、一部の放課後児童クラブで、集団生活に支障のない軽度の障害児を受け入れています。 今後は、全ての放課後児童クラブで、ある程度の障害を持った児童も受け入れるよう、体制の整備を図っていきます。	継続	福祉課
3 障害児通園事業	こども発達支援センタードリームキッズにおいて、心身に障害のある児童を対象に、家庭から通園して日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練を行います。（児童デイサービス事業）	継続	福祉課
4 障害児者ホームヘルプサービス事業	重度の心身障害児者のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣します。	継続	福祉課
5 障害児ショートステイ事業	保護者の病気等で一時的に家庭での介護が受けられなくなった場合、短期間入所（ショートステイ）サービスを実施することにより、障害児者の福祉の向上を図ります。	継続	福祉課

施策 2. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 障害児福祉手当	日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の重度心身障害児に対して手当を支給します。	継続	福祉課
2 重度心身障害児扶養手当	重度心身障害児を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の健全育成を図ります。	継続	福祉課
3 重度心身障害児日常生活用具等の給付	在宅の重度心身障害児者に対して、補装具や紙おむつ等を給付したり、日常生活用具の自己負担額を助成します。	継続	福祉課
4 重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害児者の医療費（保険診療の自己負担分）を助成し、健康の保持・増進を図ります。	継続	福祉課
5 特別児童扶養手当	20歳未満の重度心身障害児者の保護者に対して、手当を支給します。	継続	福祉課
6 心身障害者交通費助成事業	重度心身障害児者がタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ります。また、通学・通園などのために電車、バスなど交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	福祉課

基本目標 6. 地域における子育て支援の推進

主要課題 1 多様なニーズに対応する保育サービスの充実

女性の就労、家族形態や生活スタイルの多様化等により、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

子育てに関する不安感や負担感を軽減したり、育児の孤立化をなくし、全ての家庭が安心して子育てが出来るようにするためには、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が課題となっています。

施策 1. 保育サービスの充実

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 通常保育事業	現在、町立保育園 5 か所、民間保育園 3 か所、合計 8 か所の保育園で実施しており、定員の弾力化などにより、待機児童はいません。	継続 目標年度 18 年度	福祉課
	今後は、民間保育園 1 か所を創設し、町立保育園 2 園を 1 園に統合することを予定しており、定員の増加を図り、増大する保育ニーズへの対応を目指します。		

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署																		
2 延長保育事業	通常保育の前後に保育する延長保育は、現在、町立保育園 2 か所、民間保育園 3 か所、合計 5 か所の保育園で実施しています。 今後、働く女性の増加や就労形態の多様化等により、延長保育のニーズの増加に対応するため、実施する施設数、定員、時間の拡充を目指します。 <table><tr><td></td><td>平成 15 年度 (実績)</td><td>平成 21 年度 (目標定員)</td></tr><tr><td>1 時間利用 児童数</td><td>59 人</td><td>150 人</td></tr><tr><td>2 時間利用 児童数</td><td>8 人</td><td>25 人</td></tr><tr><td>2 時間超利用 児童数</td><td>0 人</td><td>10 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>67 人</td><td>185 人</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>5 か所</td><td>6 か所</td></tr></table>		平成 15 年度 (実績)	平成 21 年度 (目標定員)	1 時間利用 児童数	59 人	150 人	2 時間利用 児童数	8 人	25 人	2 時間超利用 児童数	0 人	10 人	合計	67 人	185 人	箇所数	5 か所	6 か所	継続 目標年度 18 年度	福祉課
	平成 15 年度 (実績)	平成 21 年度 (目標定員)																			
1 時間利用 児童数	59 人	150 人																			
2 時間利用 児童数	8 人	25 人																			
2 時間超利用 児童数	0 人	10 人																			
合計	67 人	185 人																			
箇所数	5 か所	6 か所																			
3 休日保育事業	日曜・祝祭日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合、休日の保育を行います。引き続き、民間保育園で実施します。現在 2 か所で実施していますが、新たに 1 か所を創設します。	継続 目標年度 17 年度	福祉課																		
4 障害児保育事業	現在、全ての保育園で障害児の受入れを行っています。障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなくサービスを受けられるよう、今後も同様の体制で実施します。	継続	福祉課																		
5 放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、遊び場や居場所等を提供し、児童の健全な育成を図ります。 現在は、小学校 8 校区の内 3 校区、4 か所で実施していますが、平成 19 年度に 1 か所新設し、4 校区での実施を目標とします。また、小学校の余暇教室を活用した学童保育の実施についても検討します。 <table><tr><td></td><td>平成 16 年度 (予定)</td><td>平成 21 年度 (目標)</td></tr><tr><td>児童数</td><td>134 人</td><td>170 人 (定員)</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>4 か所</td><td>5 か所</td></tr><tr><td>校 区</td><td>3 校区</td><td>4 校区</td></tr></table>		平成 16 年度 (予定)	平成 21 年度 (目標)	児童数	134 人	170 人 (定員)	箇所数	4 か所	5 か所	校 区	3 校区	4 校区	重点 目標年度 19 年度	福祉課						
	平成 16 年度 (予定)	平成 21 年度 (目標)																			
児童数	134 人	170 人 (定員)																			
箇所数	4 か所	5 か所																			
校 区	3 校区	4 校区																			

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署									
6 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育・施設型）	保護者が、勤務の都合上やむを得ない事情により、病気の回復期にある児童を保育園等に預けなければならない場合、保育園等での集団保育が困難な期間、一時的に児童を受け入れて保育します。 現在は行っていませんが、平成 18 年度を目標に、町内の医療機関と連携し、1 か所新設することを目指します。 <table><tr><td></td><td>平成 16 年度 （予定）</td><td>平成 21 年度 （目標）</td></tr><tr><td>児童数 （定員）</td><td>0 人</td><td>4 人</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>0 か所</td><td>1 か所</td></tr></table>		平成 16 年度 （予定）	平成 21 年度 （目標）	児童数 （定員）	0 人	4 人	箇所数	0 か所	1 か所	新規 目標年度 18 年度	福祉課
	平成 16 年度 （予定）	平成 21 年度 （目標）										
児童数 （定員）	0 人	4 人										
箇所数	0 か所	1 か所										
7 一時保育事業（特別保育事業）	居宅で保育している家庭の育児疲れの解消、急病や不規則あるいは短時間勤務等で一時的な保育が必要な場合、保育園において一時保育を行います。 年々、ニーズが高くなっており、平成 18 年度を目標に、1 か所増設を目指します。 <table><tr><td></td><td>平成 15 年度 （実績）</td><td>平成 21 年度 （目標）</td></tr><tr><td>児童数 （定員/年）</td><td>4,818 人</td><td>5,500 人</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>3 か所</td><td>4 か所</td></tr></table>		平成 15 年度 （実績）	平成 21 年度 （目標）	児童数 （定員/年）	4,818 人	5,500 人	箇所数	3 か所	4 か所	継続 目標年度 18 年度	福祉課
	平成 15 年度 （実績）	平成 21 年度 （目標）										
児童数 （定員/年）	4,818 人	5,500 人										
箇所数	3 か所	4 か所										
8 民間保育園施設整備補助事業	壬生町保育整備計画に基づいて、民間保育園に対して施設整備を助成し、待機児童の解消や延長保育、休日保育等多様化する保育ニーズへの対応に努めます。	重点 目標年度 17 年度	福祉課									
9 広域保育委託・受託事業	町外にある保育園に入園（委託）させたり、町外の児童を受入（受託）したりすることにより、保育園利用者の利便を図っています。	継続	福祉課									
10 幼稚園の預かり保育事業	通常教育時間の前後や長期休業期間中等に行われる幼稚園の預かり保育を利用する園児は年々増加しています。今後も預かり保育に対するニーズは高まると予想されており、継続して実施していきます。	継続	学校教育課									
11 町立保育園の施設整備（統廃合）事業	町立保育園、民間保育園、認可外保育施設、私立幼稚園のあり方を探りながら、町立保育園の目指すべき方向について検討し、統廃合を進めていきます。	検討 17 年度～	福祉課									

施策 2. 居宅における児童の養育の支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 ファミリーサポートセンターの創設	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が登録し、相互に援助しあう活動を支援します。現在は実施していませんが、今後、1 か所の設立を目指し、先行市町村の視察等の研究を行っています。	新規 目標年度 19 年度	福祉課

施策 3. 経済的支援の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 保育園保育料免除事業	同じ保育園に兄弟を通園させている場合、1 人分の保育料が半額免除となります。また、第3子以降の子どもの保育料については同時入園にかかわらず全額免除し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	福祉課
2 幼稚園就園奨励費補助事業	子どもを幼稚園に就園させている世帯に対して、保育料等をその負担能力に応じて助成することにより、経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を支援します。	継続	学校教育課
3 幼稚園すこやか子育て支援事業	第3子以降の子どもを幼稚園に通園させている場合、保育料を全額助成します。また、2人以上同時に就園している場合、年少者の保育料を2分の1助成します。	継続	学校教育課

主要課題 2

親子の居場所づくりの推進

壬生町には、総合公園などの大規模な公園や小中規模の公園が多数あります。

この恵まれた環境を安らぎの場・憩いの場、交流の場、あそびや運動の場等として活用し、また、身近な場所での居場所づくりに活用して、親の気分転換や子どもの健全育成等を図ることが課題となっています。

施策 1. 公園整備事業の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 公園整備事業	総合公園の駐車場の整備など大型公園については利用者の利便性を確保します。 また、小中規模の公園52ヶ所については、老朽化している施設や遊具などを計画的に点検・整備・改修し、使いやすく安全な公園の整備を図ります。	継続	都市計画課

施策 2. 児童館事業の推進

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 児童館事業 (再掲)	なかよしルーム、ほっと・ぶれいくサロンを中心に親子や子どもたちの居場所を提供し、安心して遊び・相談が出来るよう努めます。	重点	福祉課

主要課題 3

子育て相談・指導・情報提供体制の整備

子育てに悩む親が年々増加しているにも関わらず、身近に相談できる人がいないため、悩みや不安を抱えたまま子育てをしています。特に、いじめや不登校児童生徒の問題が深刻な状況となっています。

悩みや不安を軽減し安心して子育てをするために、相談・指導・情報提供の必要性はますます高まっています。

施策 1. 子育て相談・指導・情報提供体制の整備

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 地域子育て支援センター事業	子育てに悩む保護者が増加する中、未就学児とその保護者を対象に、育児に対する相談や遊び・仲間づくりの場を提供します。また、町の子育てに関する情報の発信拠点としてタイムリーな子育て情報を提供します。	重点	福祉課
2 教育相談・情報提供事業 (子育て支援事業)	幼稚園5園で、子育て相談を行っています。 今後も、継続して実施し、保護者の子育ての悩みの解消を図っていきます。	継続	学校教育課
3 教育相談員設置事業	不登校児童生徒に対し、一人ひとりが自分にあった活動ができるよう援助しながら自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための支援を行うことで、在籍校への復帰を目指すため、専門の教育相談員を配置し、「ひばり教室」を運営しています。	継続	学校教育課
4 心の相談員設置事業	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修・家庭への訪問指導など適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能を充実し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備を図ります。	継続	学校教育課
5 子育てマップの作成	出産、母子保健、育児、教育等の情報はもとより、民間や地域の情報等を網羅した子育てマップを作成・配布し、子育てに関する総合的な情報を提供します。	継続	福祉課 保健課
6 インターネット活用事業	町のホームページにおいて、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。	継続	企画財政課 福祉課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
7 家庭教育オペニオンリーダー子育て支援	子育てや家庭教育に関する様々な問題とその在り方を学ぶため、乳幼児、小学生、その親を対象に、生涯学習館等を拠点に講座・子育てサロン・育児相談・読み聞かせなどの活動を展開し、子育てや家庭教育に悩む親たちの心の支えとなります。	継続	生涯学習課

主要課題 4

子育て支援ネットワークの構築及び団体の育成

地域全体で子育て支援を行うためには、関係機関や地域住民と連携し、子育て支援ネットワークの形成や団体の育成が求められています。

施策 1. 子育て支援ネットワークの整備

重点施策

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 保育園、幼稚園、学校等との連携	児童虐待等に対する相談窓口の開設に伴い、保育園・幼稚園・学校等によるネットワークを組織し、その組織を横断的に活用することにより情報の共有化や相互交流等の検討を行い、保育や教育の一貫した体制の整備を図ります。	重点	学校教育課 福祉課

施策 2. 子育て支援団体の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
1 子ども会育成会連絡協議会事業	町内の子ども会育成会の相互の連携を図り、町の子ども会がともに健全な活動ができるよう支援します。	継続	生涯学習課
2 心の教育出前講座	子どもの日常生活圏において、地域の大人が子どもの心の問題について共通理解し、子どもたちの心豊かな人間性を育てるために、自治会・育成会・PTA・各種団体が実施する多様な地域活動を支援します。	継続	生涯学習課
3 フレッシュ子育て支援事業	町主催の講座等において、子育て応援スタッフによる臨時託児所を開設し、子育て世代の社会参加を支援します。	継続	福祉課

事業名	事業内容	今後の展開	担当部署
4 地域組織活動 育成費補助事業	子育てに係る活動をしている地域組織・ 団体（母親クラブ等）に助成を行い、その 活動を支援します。	継続	福祉課
5 ボランティア センター活動 助成事業	子育てや障害児者に対する住民のボラン ティア活動を支援するため、ボランティア センター活動費として町社協へ助成を行 い、地域福祉活動の充実強化を図ります。	継続	福祉課

第4章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の構築

- ◆ 福祉課内に、行動計画推進担当を選任し、関係所管課との連絡・調整・情報の収集等を務めます。
- ◆ 福祉課を中心に、関係所管課の協力体制をより一層強化し、全庁的な取り組みを図ります。

2. 関係機関・団体等との連携

- ◆ 児童相談所、健康福祉センター、保育・教育関係機関、医療機関、警察等との連携・協力関係をより一層強化し、多岐にわたる支援策を総合的に推進します。

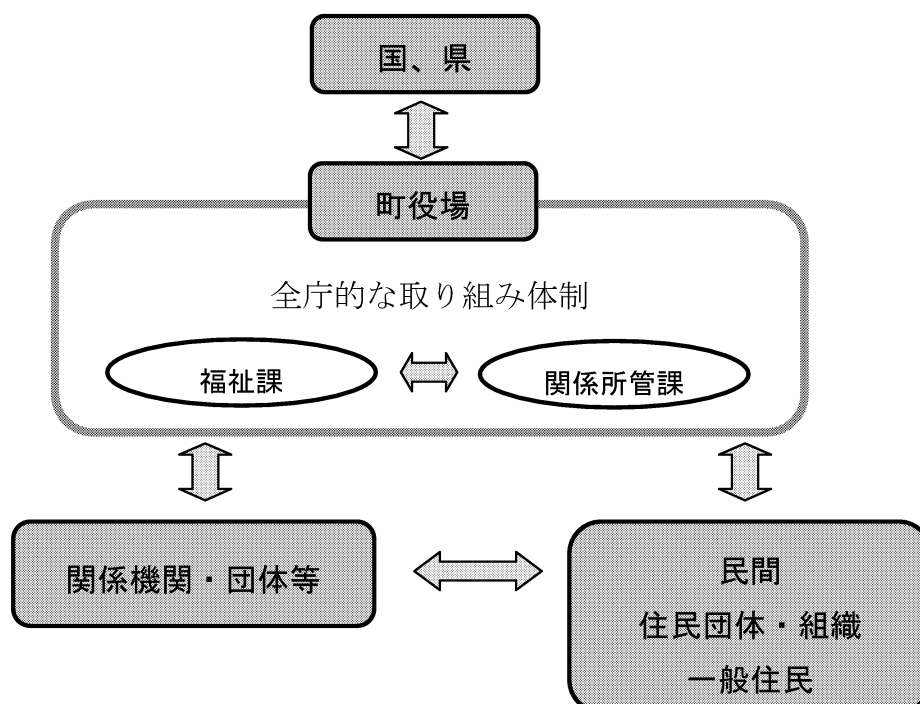
3. 民間、住民との連携

- ◆ 民間企業等との連携を強化し、就労環境の改善やその他の施策の推進への協力関係を築きます。
- ◆ 子育てにかかわる住民団体・組織及び一般住民と協働し、地域全体で、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を推進します。

4. 国、県との連携

- ◆ 国、県との緊密な連携を図り、国や県の施策の導入等により、円滑な推進を図ります。

【 計画の推進体制図 】



第5章 子どもを取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

1. 少子化の進行

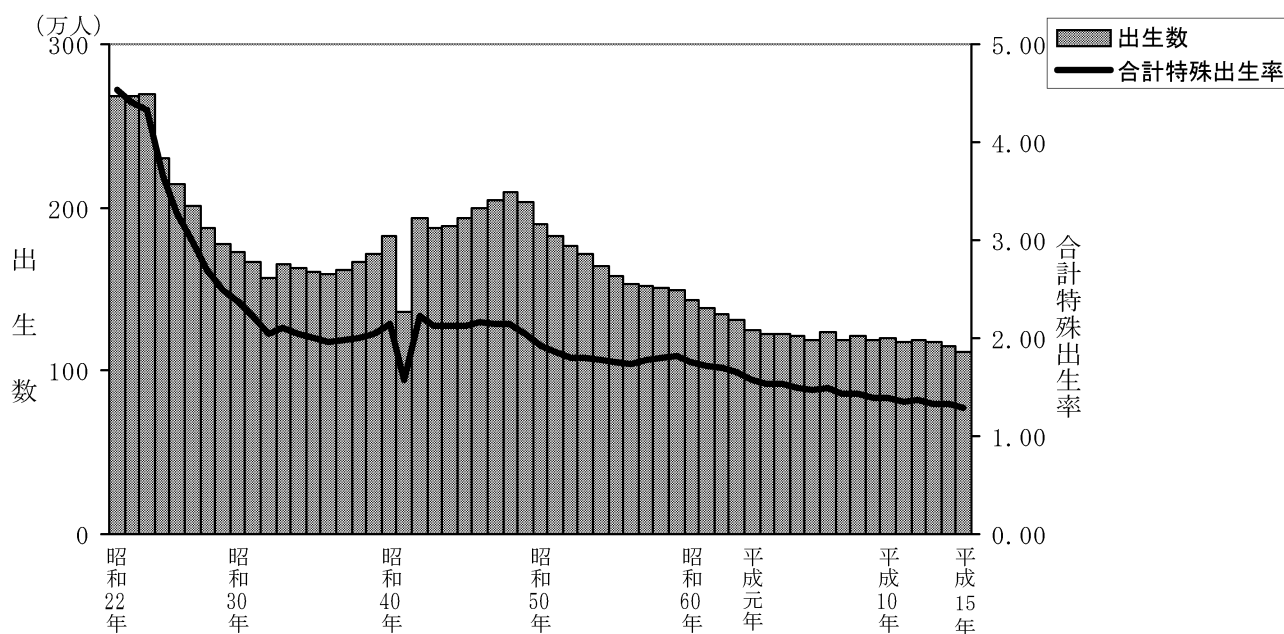
平成15年の全国の出生数は、前年をやや下回り、昭和49年以降の減少が、依然として続いています。

また、女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率も、昭和50年に2.08人を下回って以来、平成6年は1.50人と前年（1.46人）に比べてやや増加したものの、その後、徐々に低下し、平成15年には1.29人となっています。現在の人口を維持するために必要とされる人口置換水準の2.08人には及ばず、少子化の傾向が著しく進んでいます。

栃木県の合計特殊出生率も、平成15年度で1.38と低水準となっています。

壬生町における平成15年の合計特殊出生率は1.15で、過去最低であり国・県をも下回っています。

■ 図1 出生数と合計特殊出生率の推移（国） ■



〔資料：厚生労働省人口動態統計〕

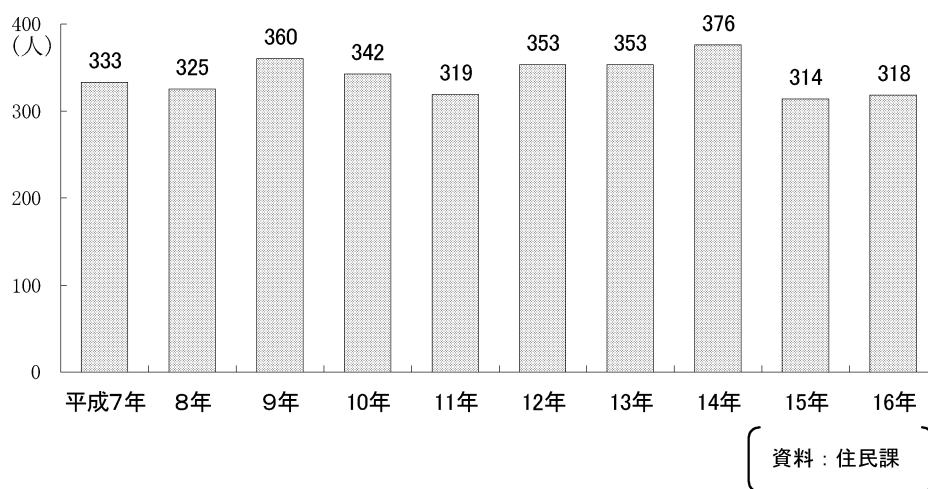
* 1 合計特殊出生率

15歳から49歳の各年齢ごとにある年の女性1人当たりの出生率を求め、その出生率を合計することで、ある年齢の概念上の1人の女性が生涯に生む子どもの数を表わしたものです。

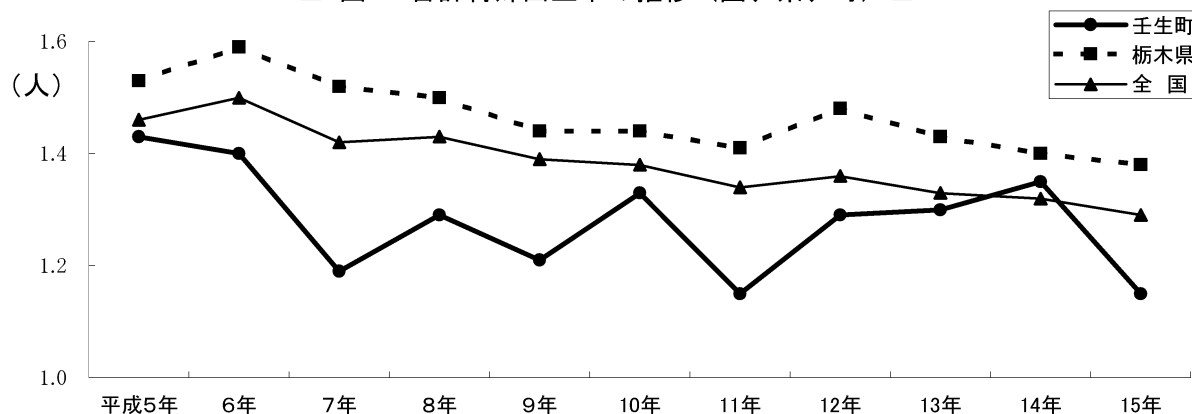
* 2 人口置換水準

その年の子どもの産み方がどこまでも続いた場合、次の世代に今の人口と同数の人口が入り代わり、人口が増加も減少もしない出生水準のことをいう。

■ 図2 出生数の推移（壬生町） ■



■ 図3 合計特殊出生率の推移（国、県、町） ■



■ 表1 合計特殊出生率の推移（国、県、町） ■

(単位：人)

区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
壬生町	1.43	1.40	1.19	1.29	1.21	1.33	1.15	1.29	1.30	1.35	1.15
栃木県	1.53	1.59	1.52	1.50	1.44	1.44	1.41	1.48	1.43	1.40	1.38
全 国	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29

資料：国、県は厚生労働省人口動態統計
町は県調べ

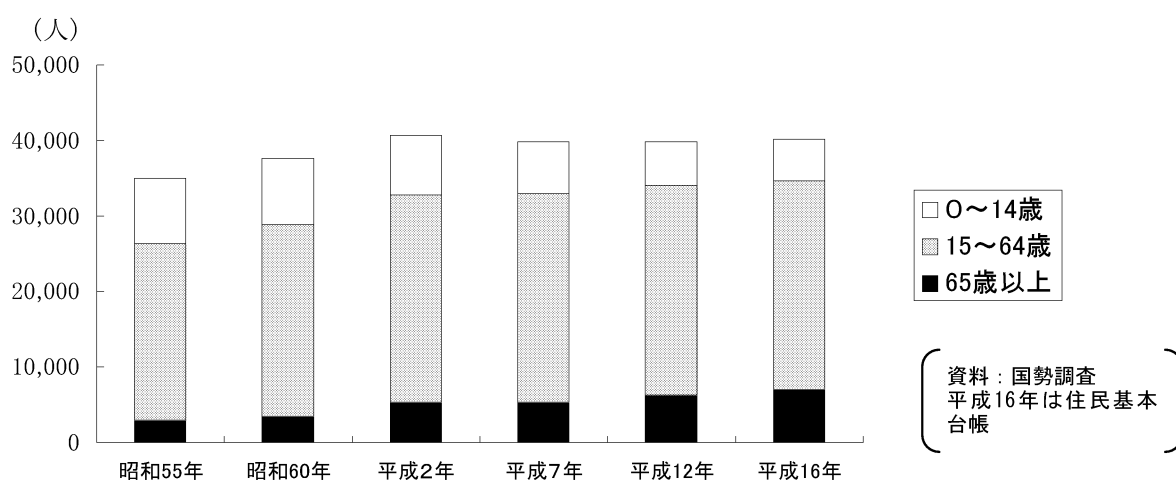
2. 子どもの数の推移

壬生町の0歳から14歳の子どもの数は、平成16年3月31日現在で5,487人（人口の13.7%）、昭和60年では8,736人（人口の23.3%）であり、約20年間で3,249人、約4割の減少となっています。

人口の推移は、昭和60年の37,573人が平成16年で、40,127人となり、約20年間で2,554人の増加となっています。

しかし、昭和60年と平成16年を比較した場合、65歳以上の人口は、3,474人（9.2%）から7,064人（17.6%）と2倍になっており、少子高齢化を示しています。

■ 図4 年齢別及び割合の推移（壬生町） ■



■ 表2 年齢別及び割合の推移（壬生町） ■

（単位：人，％）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
人口総数	35,037	37,573	39,588	39,823	39,853	40,127
0～14歳	8,660 (24.7%)	8,736 (23.3%)	7,869 (19.9%)	6,853 (17.2%)	5,839 (14.7%)	5,487 (13.7%)
15～64歳	23,389 (66.8%)	25,363 (67.5%)	27,434 (69.3%)	27,611 (69.3%)	27,703 (69.5%)	27,576 (68.7%)
65歳以上	2,940 (8.4%)	3,474 (9.2%)	4,262 (10.8%)	5,352 (13.4%)	6,311 (15.8%)	7,064 (17.6%)

資料：国勢調査
平成16年は住民基本台帳

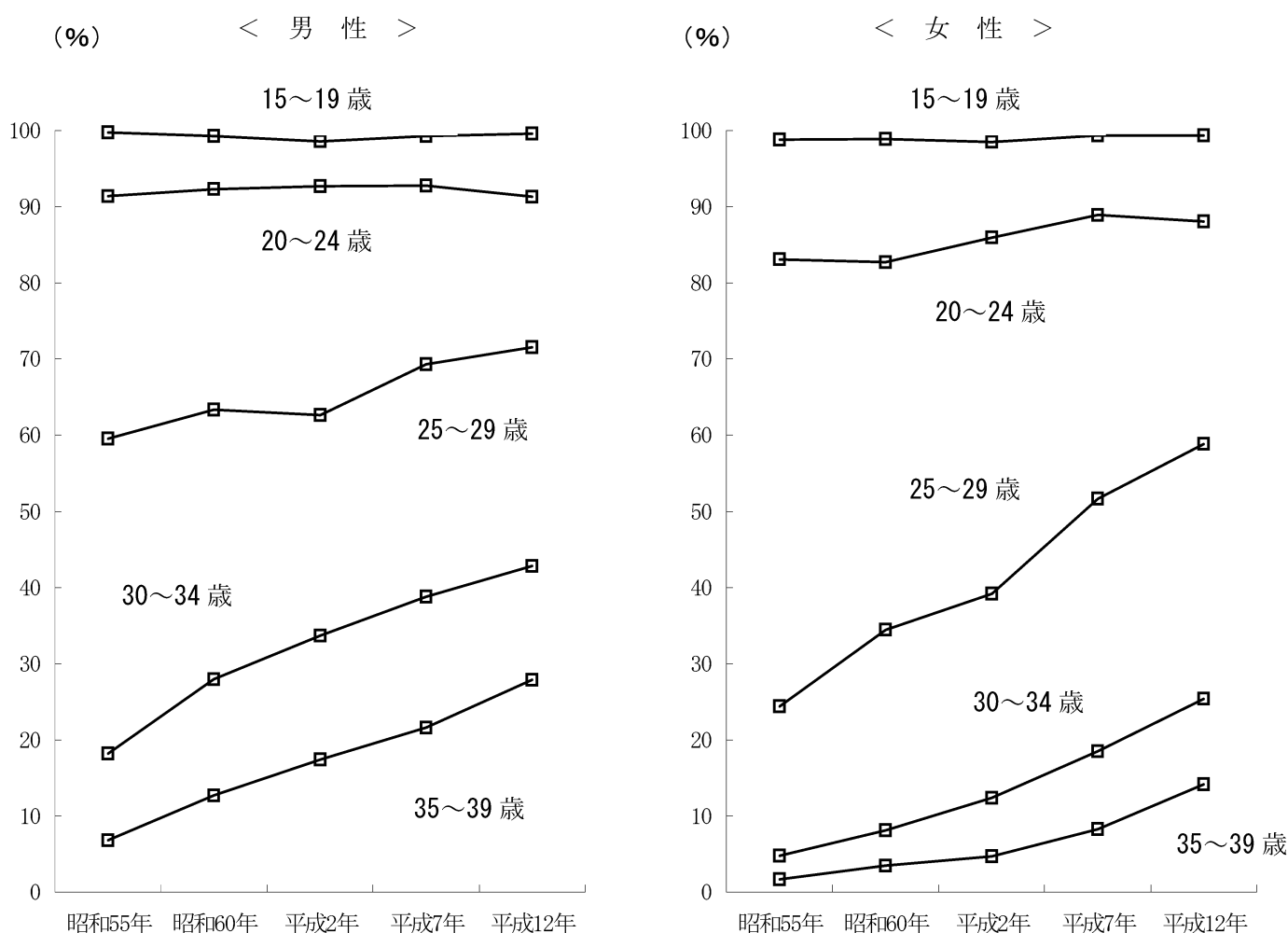
3. 未婚者の増加

未婚率の推移を、各年代別でみると、男性では25歳から39歳で、女性では25歳から34歳で著しい増加傾向が示されています。

このように、男女とも晩婚化の傾向が非常に強くなっている背景には、高学歴化や就労の増加により、結婚せず就労を継続する女性が増えたこと、結婚、出産、子育てに関する心理的・肉体的負担感があること、結婚に対する個人的・社会的な意識が変化したこと等があると考えられます。

壬生町でも、全国や県と同様に、晩婚化にともなう未婚率の上昇が少子化の要因の一つとなっている事実を裏付けるものといえます。

■ 図5 未婚率の推移（壬生町） ■



資料：国勢調査

■ 表3 未婚率の推移（国、県、町） ■

（単位：％）

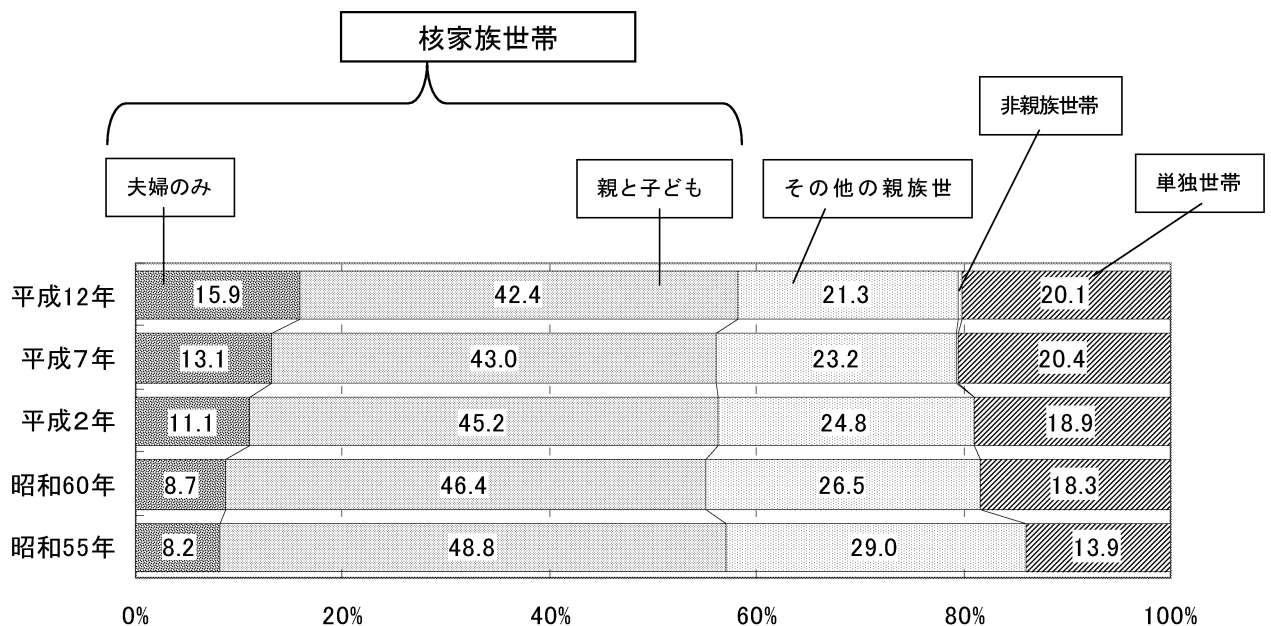
年齢	区分	（男 性）					（女 性）				
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
15～19歳	壬生町	99.8	99.3	98.6	99.3	99.6	98.8	98.9	98.5	99.4	99.4
	栃木県	99.6	99.5	98.9	99.4	99.5	98.9	98.8	98.4	99.0	99.0
	全 国	99.6	99.4	98.5	99.2	99.5	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1
20～24歳	壬生町	91.4	92.3	92.7	92.8	91.3	83.1	82.7	86.0	88.9	88.1
	栃木県	89.5	89.7	90.4	91.2	90.9	75.5	77.3	81.2	83.6	85.2
	全 国	91.5	92.1	92.2	92.6	92.9	77.7	81.4	85.0	86.4	87.9
25～29歳	壬生町	59.6	63.4	62.7	69.3	71.6	24.4	34.5	39.2	51.7	58.9
	栃木県	53.2	58.1	61.9	64.9	67.3	21.5	27.3	34.4	42.5	49.8
	全 国	55.1	60.4	64.4	66.9	69.3	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0
30～34歳	壬生町	18.2	28.0	33.7	38.8	42.8	4.8	8.1	12.4	18.5	25.4
	栃木県	20.0	27.4	32.8	36.6	42.2	6.9	7.7	10.6	15.1	21.8
	全 国	21.5	28.1	32.6	37.3	42.9	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6
35～39歳	壬生町	6.8	12.7	17.4	21.6	27.9	1.7	3.5	4.7	8.3	14.2
	栃木県	8.0	13.4	19.4	23.4	26.1	4.2	4.8	5.3	7.2	10.2
	全 国	8.5	14.2	19.0	22.6	25.7	5.5	6.6	7.5	10.0	13.8

〔 資料：国勢調査 〕

4. 家族形態の変化

壬生町の世帯の家族類型比率をみると、単独世帯や結婚しても子どもを持たない夫婦のみの世帯が増加しています。

■ 図6 世帯の家族類型比率の推移（壬生町） ■

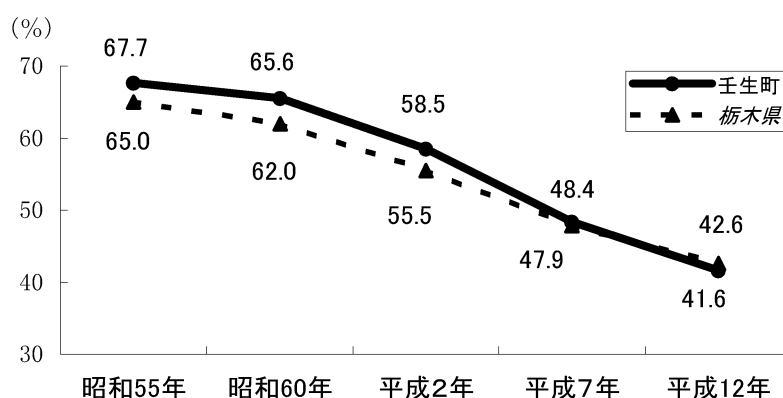


〔 資料：国勢調査 〕

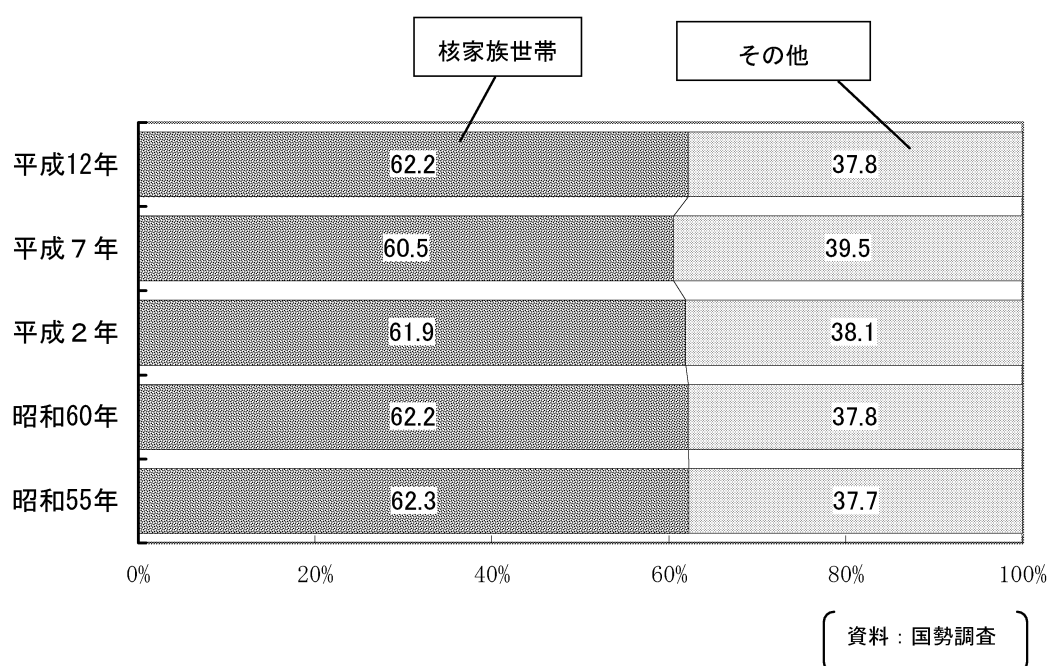
さらに、栃木県と同様に、壬生町の親族世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯は徐々に減少しており、昭和55年には67.7%が平成12年には41.6%となっています。

また、18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成をみると、核家族が6割を超え、三世帯世帯などのその他の世帯を上回っており、核家族が多くなっています。

■ 図7 親族世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯の推移（県、町） ■



■ 図8 18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成比の推移（壬生町） ■



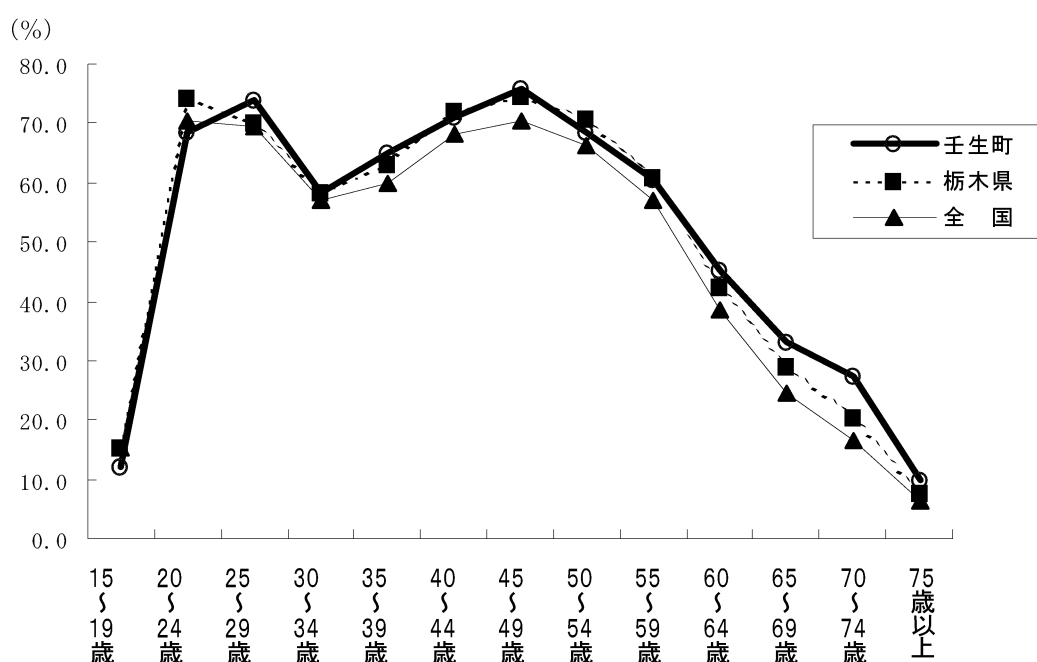
5. 就労女性の増加

女性の高学歴化や自己実現意欲の高まり等により、全国的に女性の就労は進んでいます。

女性の就労率を各年齢別でみると、全国や栃木県、壬生町では30歳から39歳の労働力人口が低く、M字型の就労構造を示しています。これは、結婚や出産を機に退職し、子育てが終わってから再び仕事に就くという女性が多いことを示しています。

子どもが生まれても働きたい女性が働きやすい環境を作っていくことが必要です。

■ 図9 女性の年齢別就労率（国、県、町） ■



■ 表4 女性の年齢別就労率（国、県、町） ■

（単位：％）

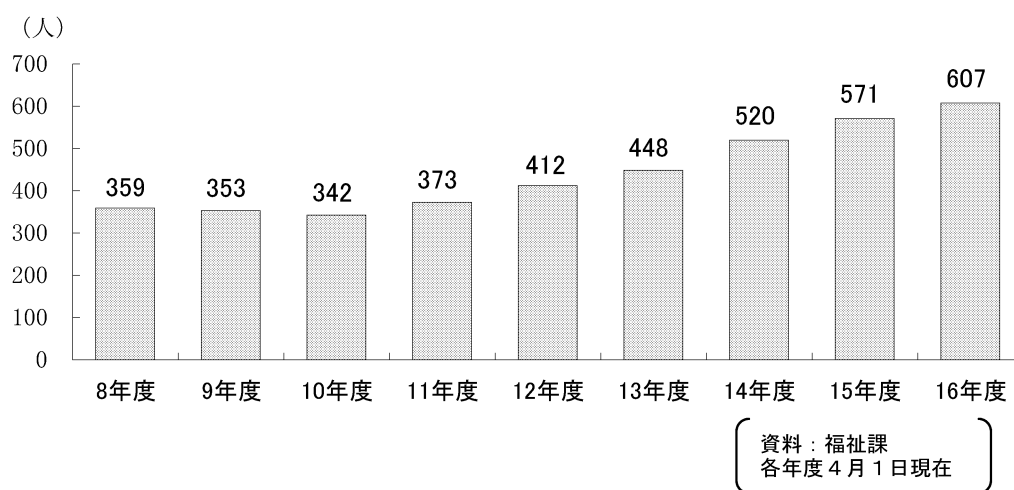
区分	15歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上
壬生町	12.0	68.5	74.1	58.4	65.0	71.1	76.0	68.4	60.5	45.4	33.3	27.4	9.8
栃木県	15.4	74.4	70.0	58.3	63.0	71.9	74.6	70.6	60.8	42.3	29.0	20.3	7.8
全国	15.4	70.5	69.6	57.0	60.0	68.2	70.3	66.2	57.1	38.6	24.7	16.5	6.5

〔 資料：平成12年国勢調査 〕

6. 仕事と子育ての両立

仕事を継続しながら家事・子育てを行う女性の増加にともない、平成11年より、保育所入所児童数が年々増加し、平成16年度には600人を超えました。育児休業法の普及による母親の産休、育休明けの低年齢児の保育が求められています。

■ 図10 保育所入所児童数の推移（壬生町） ■



2. 保育の状況

1. 保育園児総数

平成16年4月現在、壬生町には8ヶ所（公立5、私立3）の認可保育所があり、入所園児数は、637人です。入所園児数は年々増加しており、平成10年度に比べ約300人（1.9倍）増えています。

また、定員に対する入所率は、最近3年間は90%を超え、平成16年度ではほぼ100%になっています。

■ 表1 認可保育所の定員数・入所園児数等 ■

区 分	公 立	私 立	合 計
保育所数	5	3	8
定員数（人）	340	300	640
入所園児数（人）	301	336	637

資料：福祉課
平成16年4月1日現在

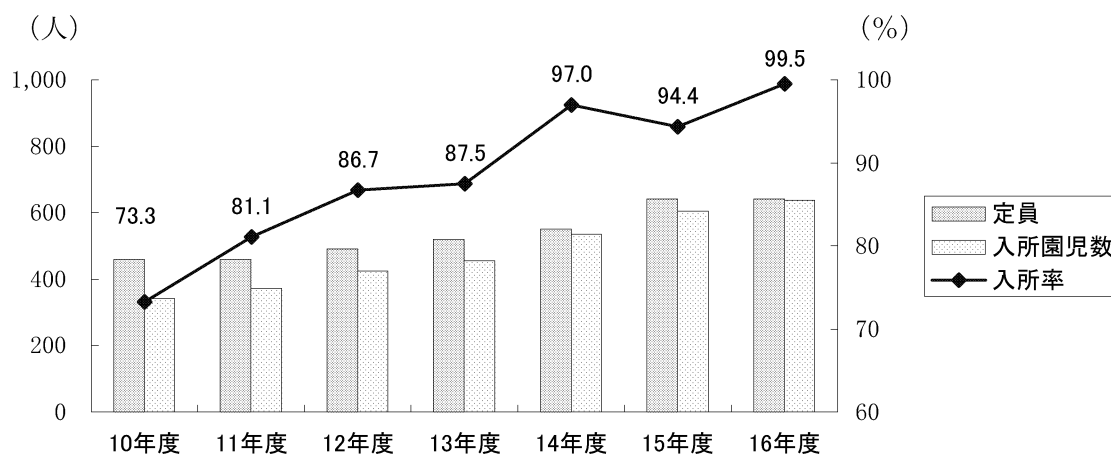
■ 表2 認可保育所の定員数・入所園児数等の推移（受託児含） ■

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保育所数	7	7	7	7	7	8	8
定員数(人)	460	460	490	520	550	640	640
入所園児数(人)	342	373	425	455	534	604	637
入所率(%)	73.3	81.1	86.7	87.5	97.0	94.4	99.5

注) 入所率は、定員に占める入所児童数の比率を示す。

資料：福祉課
各年度4月1日現在

■ 図1 認可保育所の定員数・入所園児数等の推移 ■



2. 保育所利用率の推移

0～5歳人口が横ばいに対して、保育園児総数は年々増加しており、認可保育所の利用率は、平成12年度の20.7%に比較すると、平成16年度では、28.6%となっており、年々、利用率が増加しています。

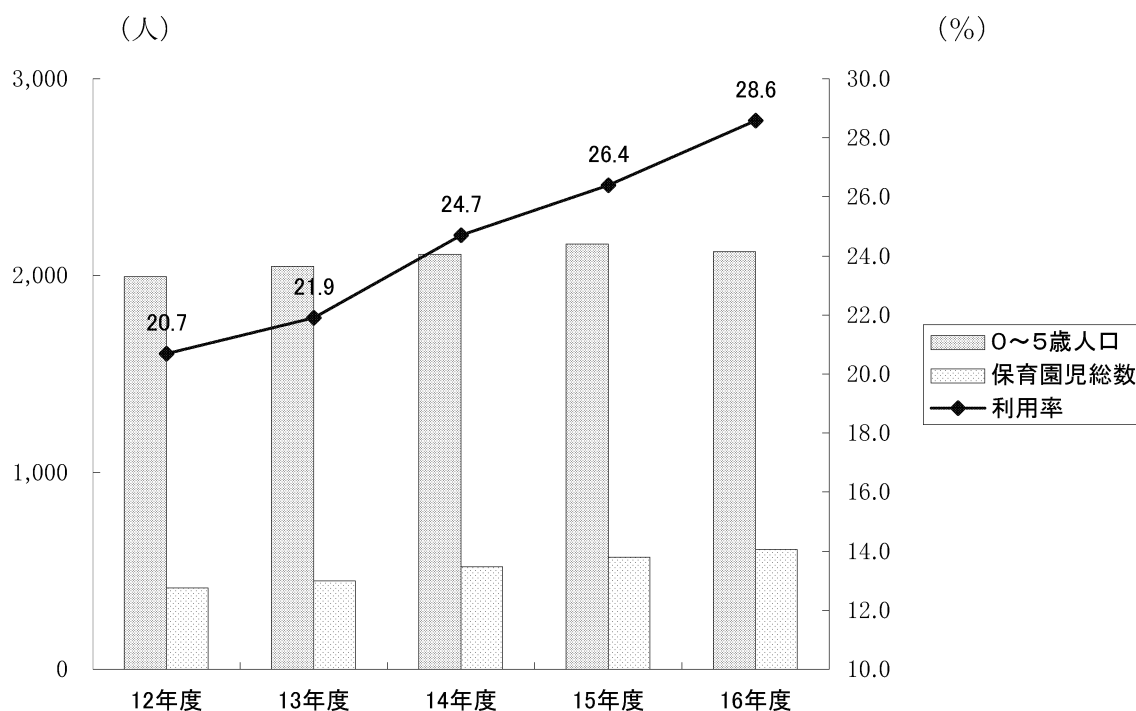
■ 表3 認可保育所の0～5歳人口・保育園児総数等 ■

(単位：人、%)

区 分	0～5歳人口	保育園児総数	利用率
平成12年度	1,996	414	20.7
平成13年度	2,047	448	21.9
平成14年度	2,108	520	24.7
平成15年度	2,162	571	26.4
平成16年度	2,121	607	28.6

資料：福祉課
各年度4月1日現在

■ 図2 認可保育所の0～5歳人口・保育園児総数等 ■



3. 待機園児数の推移

保育待機園児数については、平成16年度 4 人となっています。

■ 表4 認可保育所の待機園児数の推移 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
待機園児数（人）	14	14	0	2	0	4

資料：福祉課
各年度 4 月 1 日現在

4. 低年齢児保育

低年齢及び0歳児保育は、8ヶ所で行っており、平成16年 4 月 1 日現在、低年齢児保育園児数は212人、0歳児保育数は22人となっています。

いずれも、年々増加傾向にあります。

■ 表5 認可保育所の低年齢児保育の推移（受託児含） ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
低年齢児保育実施所数（所）	7	7	7	7	8	8
0歳児保育実施所数（所）	7	7	7	7	8	8
低年齢児保育園児数（人）	116	137	157	178	202	212
0歳児保育数（人）	16	18	14	15	34	22

資料：福祉課
各年度 4 月 1 日現在

5. 時間延長型保育

時間延長型保育は、5園で行っており、平成16（2004）年度では80人が利用しています。平成15年度より受け入れ態勢の拡充により、利用者も年々増加しています。

■ 表6 時間延長型保育の実施園・延長保育利用者数 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施保育所（所）	4	4	4	4	5	5
延長保育利用者（人）	35	41	45	47	76	80

資料：福祉課
各年度 4 月 1 日現在

6. 幼稚園の園児総数

平成16年度現在、私立の幼稚園が5園あり、在園園児数は562人となっています。在籍児童数は年々減少し、利用率は5割に落ち込んでいます。

■ 表7 幼稚園の定員数・在園園児数等 ■

区 分	公 立	私 立
園 数 (園)	0	5
定 員 数 (人)	0	1,035
在園園児数 (人)	0	562

(資料 : 学校教育課
平成 16 年 5 月 1 日現在)

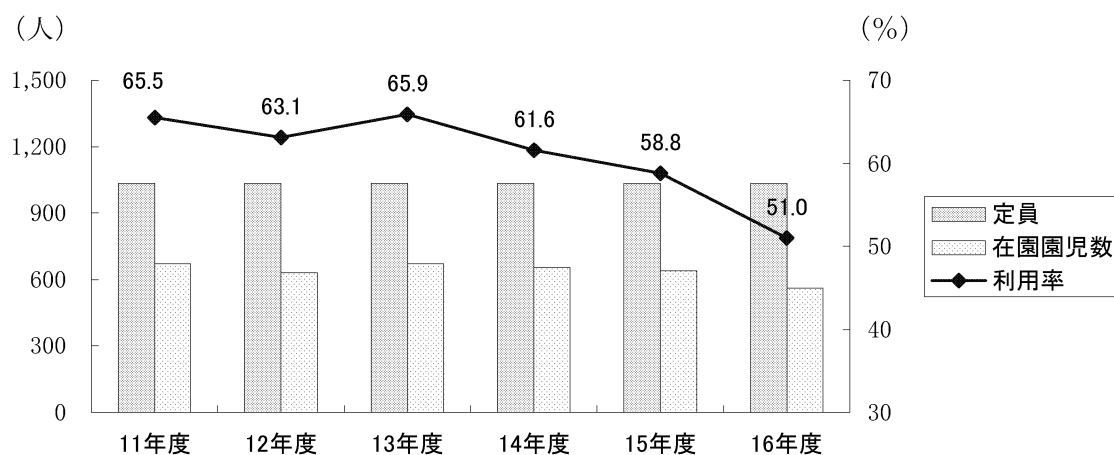
■ 表8 幼稚園の定員数・在園園児数等の推移 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
園数(園)	5	5	5	5	5	5
定員(人)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
在園園児数(人)	673	632	671	654	639	562
入園率(%)	65.0	61.1	64.8	63.2	61.7	54.3
利用率(%)	65.5	63.1	65.9	61.6	58.8	51.0

注) 入園率とは、定員に対する在園児童の割合を、利用率とは、3～5歳人口に占める在園園児数の割合を示す。

(資料 : 学校教育課
各 年 5 月 1 日現在)

■ 図3 幼稚園の定員数・在園園児数、利用率の推移 ■



7. 幼稚園の預かり保育

平成15年度現在、幼稚園が預かり保育は5園で実施し、園児数は延べ12,210人となっており、年々増加しています。

■ 表9 幼稚園の預かり保育の園児数等 ■

区 分	公 立	私 立
園 数 (園)	0	5
園児数 (人)	0	10,259

(11月まで)

〔 資料：学校教育課
平成16年5月1日現在 〕

■ 表10 預かり保育の園数、園児数推移 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
園数(園)	4	4	5	5	5	5
園児数(人)	9,915	9,121	9,272	10,226	12,210	10,259

(平成16年度は11月まで)

〔 資料：学校教育課
各年5月1日現在 〕

■ 表11 長期休業日の預かり保育の園児数等 ■

区 分	夏季	冬季	春季
園数(園)	4	4	4
園児数(人)	1,514	—	—

〔 資料：学校教育課
平成16年5月1日現在 〕

8. 学童保育の状況

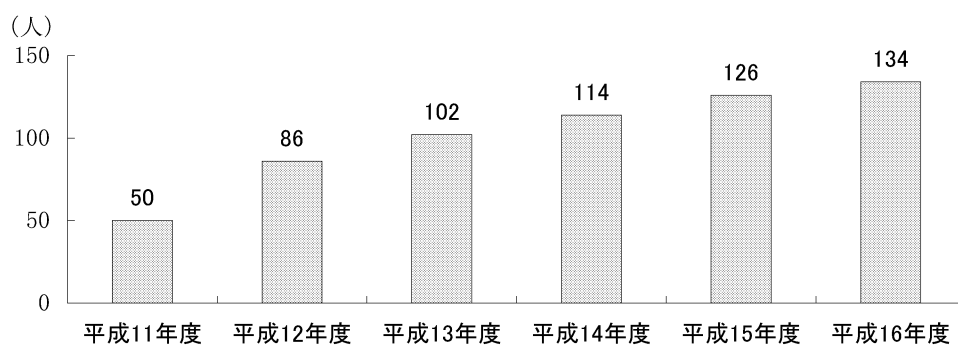
学童保育は、平成13年度より4ヶ所に増え、在籍児童数も年々増加し、平成16年4月1日現在、在籍児童数は、134人となっています。

■ 表12 学童保育の実施箇所・在籍児童数 ■

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実施箇所（所）	2	3	4	4	4	4
在籍児童数（人）	50	86	102	114	126	134

資料：福祉課

■ 図4 学童保育の在籍児童数 ■



3. ニーズ調査にみる子どもを 取り巻く状況

ニーズ調査の概要

ニーズ調査は、この行動計画を策定するための基礎的データを収集するために、妊婦、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生、高校生を対象として実施した。この章では、妊婦、就学前児童の保護者、小学生の保護者の調査結果から、子育てを取り巻く状況を要約した。

<調査の概要>

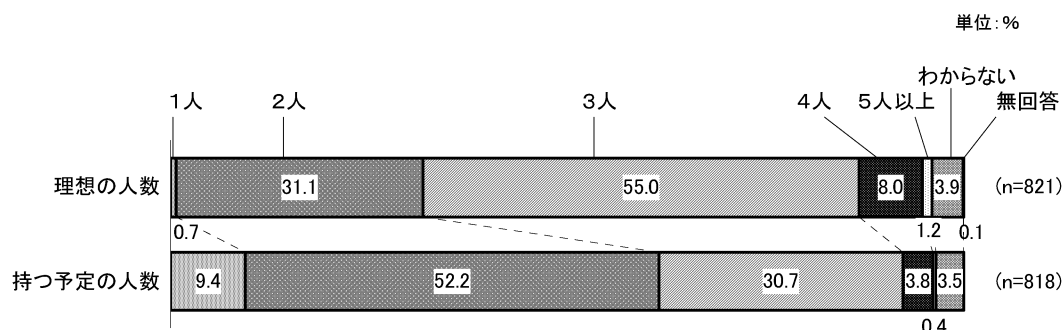
区分	妊婦	就学前児童	小学生
調査対象者	母子手帳受給者	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査方法	郵送	郵送・保育園及び幼稚園を通して	学校を通して
調査地域	壬生町全域		
調査時期	平成 15 年 12 月		
配布数（人）	147	2,619	1,017
回収数（人）	74	1,603	878
回収率（％）	50.3	61.2	86.3

1. 理想の子どもの人数と持つ予定の子どもの人数

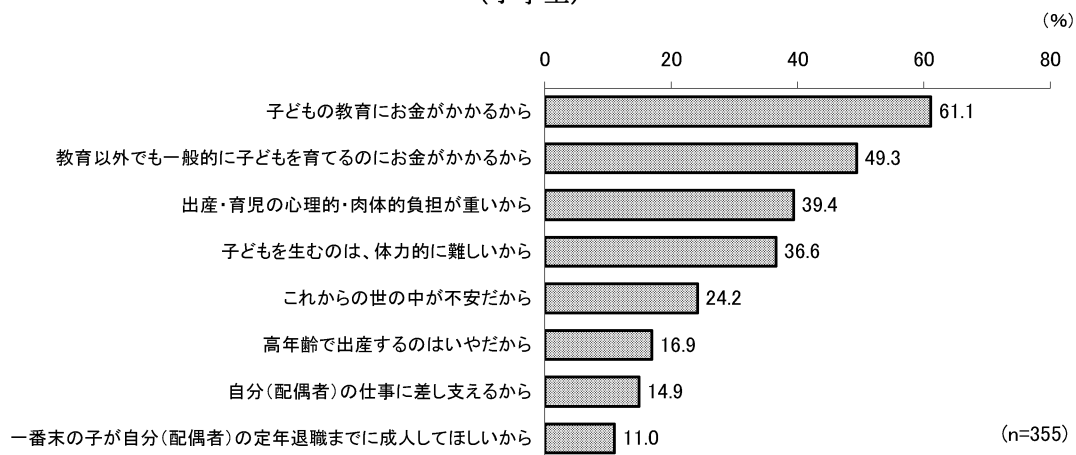
理想の子どもの人数は3人が最も多いのに対して、持つ予定の人数は2人が最も多く、理想よりも持つ予定の人数の方が少なくなっています。その要因は、「経済的負担」と「心理的・肉体的負担」が主な要因となっています。

出生力を高めるためには、経済的負担と心理的・肉体的負担の軽減が課題となっています。

■ 図1. 理想の子どもの人数と持つ予定の子どもの人数 (小学生)



■ 図2. 理想の人数より持つ予定の人数が少ない理由(主な理由) (小学生)



注) 1. 回答者は、理想の人数より持つ予定の人数が少ない人
2. 13項目の内、回答率の高い8項目を表示

2. 子育てに関する悩みや不安

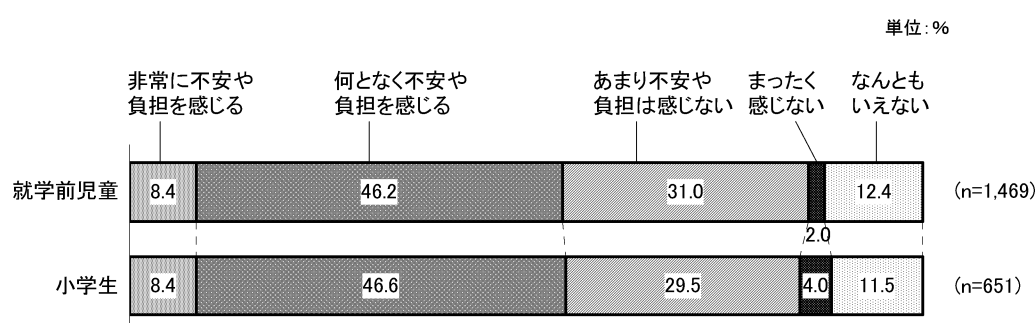
子育てに不安・負担を感じている人は、就学前児童、小学生の保護者とも54%を占め、不安・負担を感じない人よりも20%以上も多くなっています。

就学前児童の保護者が悩んでいることは、「子どもを叱りすぎているような気がする」「病気や発育・発達」が多く、次いで、「子どもとの時間が十分とれない」「子どもの教育」等が多くなっています。

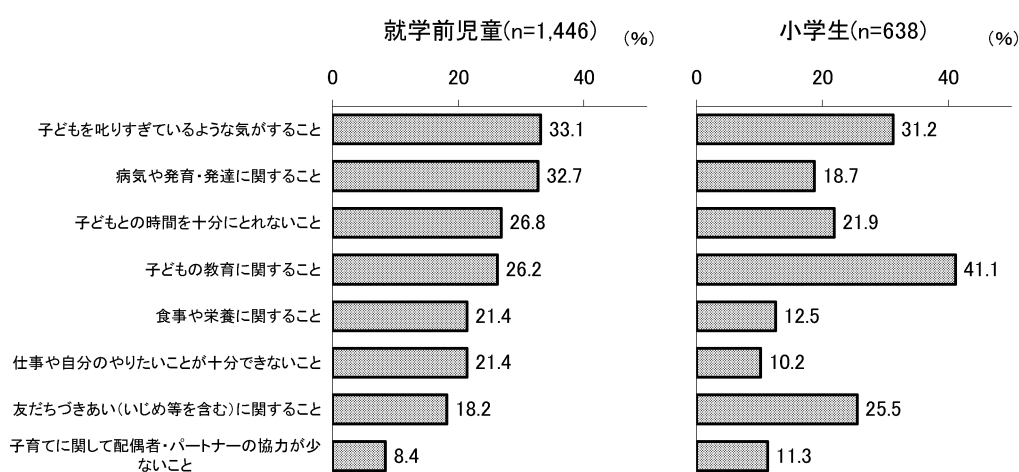
小学生の保護者では、「子どもの教育」が最も多く、次いで、「子どもを叱りすぎているような気がする」「友だちづきあい」等が多くなっています。

相談体制の充実などにより、様々な不安を軽減する対策が求められています。

■ 図3. 子育てに関する悩みや不安の有無 ■



■ 図4. 子育てに関する悩みや気になること(主なこと) ■

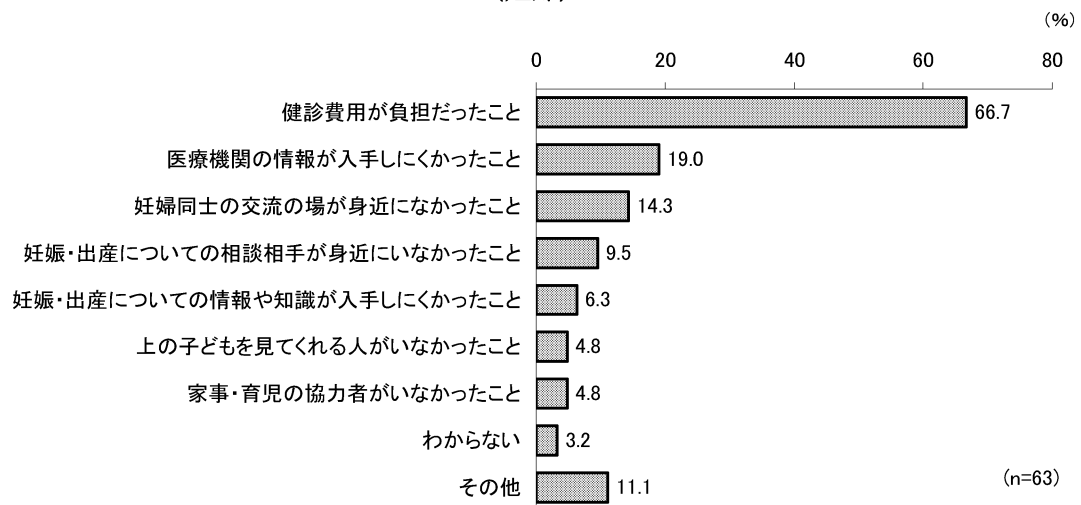


注) 19項目の内、回答率の高い8項目を示した

3. 妊娠・出産で困ったこと

妊娠・出産で困ったことは、「健診費用の負担」が非常に多く、次いで、「医療機関の情報」「妊婦同士の交流の場」となっています。経済的支援が特に強く求められています。

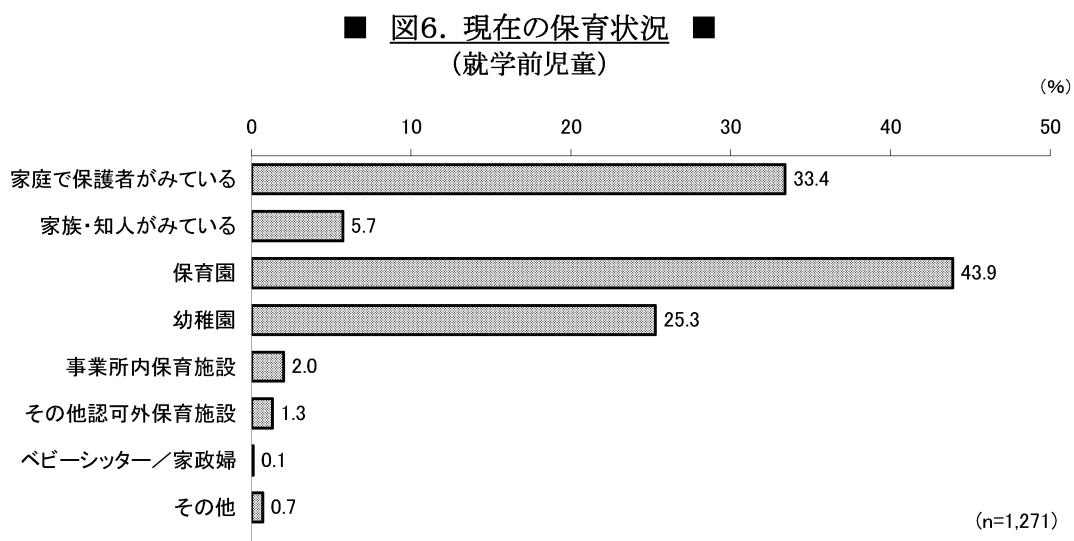
■ 図5. 妊娠・出産で困ったこと ■
(妊婦)



4. 保育サービスの利用

(1) 現在の保育状況

就学前児童の平日の保育は、「保育園」が最も多く、次いで、「家庭で保護者がみている」、「幼稚園」となっています。



(2) 平日の保育サービスの利用希望

就学前児童の平日の保育サービスの利用希望を見ると、「利用したい」が 71.5%と、保育サービスに対するニーズが高くなっています。主に希望する保育サービスは、「保育園」が 63.5%、と非常に多く、「幼稚園」が 28.8%となっています。

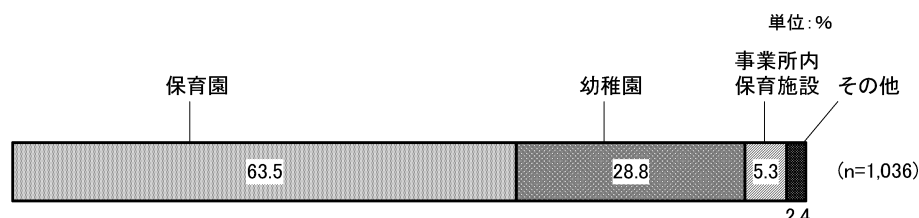
保育サービスを利用したい理由は、「現在就労している」が最も多く、「そのうち就労したいと考えている」、「就労予定がある/求職中である」を加えると、9割近くを占めています。

仕事と子育ての両立から、保育サービスの充実が求められています。

■ 図7. 平日の保育サービスの利用希望 (就学前児童)

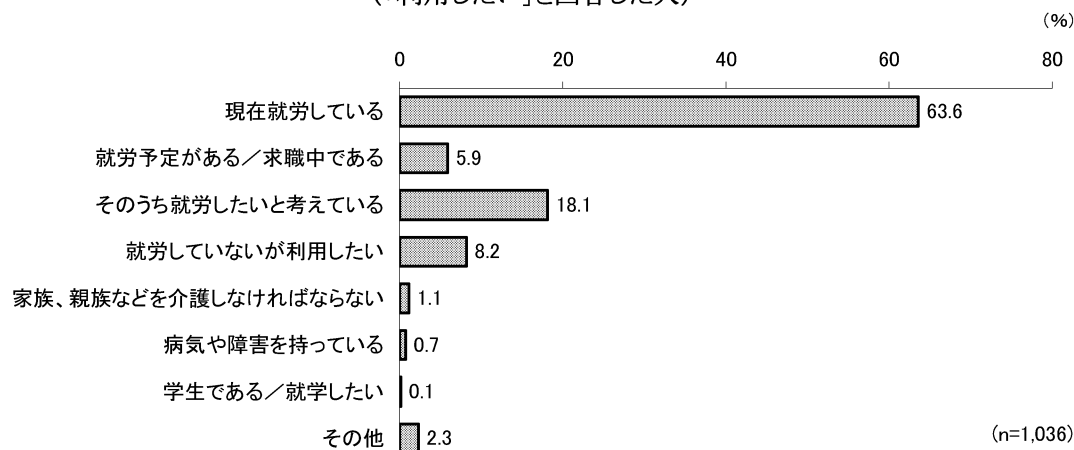


■ 図8. 主に希望する保育サービス (「利用したい」と回答した人)



注) その他は、「ファミリーサポートセンター」(1.5)、「その他認可外保育施設」(0.6)「ベビーシッター/家政婦」(0.3)である

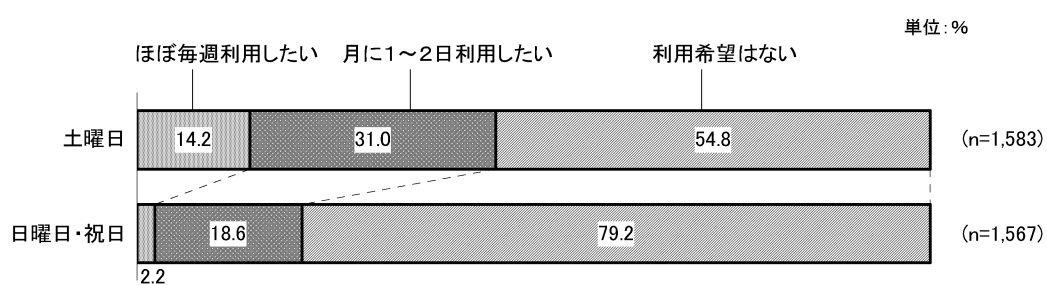
■ 図9. 利用したい理由 (「利用したい」と回答した人)



(3) 土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望

土曜日の保育サービスの利用希望を見ると、「利用したい」が 45.2%となっており、「月に1～2日利用したい」が 31.0%と多くなっています。
日曜日・祝日は、「利用希望がない」が 79.2%と多くなっています。

■ 図 10. 土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望 ■
(就学前児童)



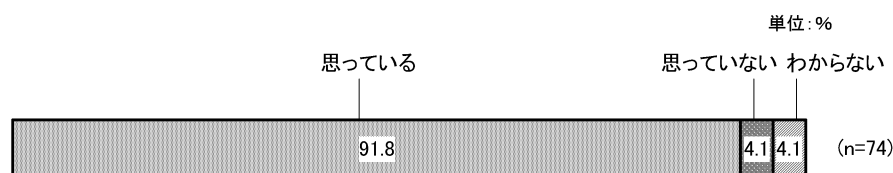
(4) 妊婦の保育園・幼稚園の利用予定

妊婦の保育サービスの利用希望を見ると、「（利用したいと）思っている」が91.8%と、利用希望が圧倒的に多くなっています。

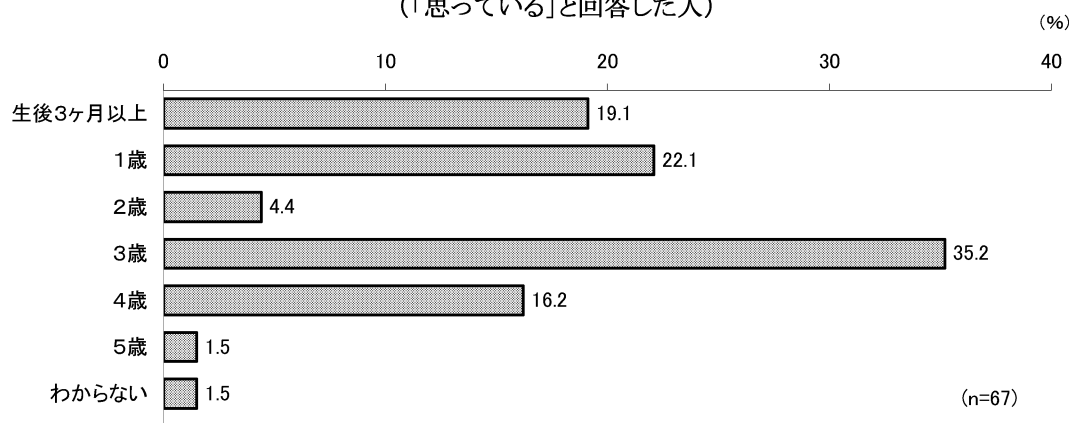
利用予定年齢は、「3歳」が最も多く、次いで「1歳」「生後3ヶ月以上」となっています。低年齢児保育の利用希望が多いことが分かります。

利用したい保育サービスは、「保育園」（53.7%）が「幼稚園」（46.3%）より、やや多くなっています。

■ 図 11. 保育園・幼稚園の利用予定 (妊婦)



■ 図 12. 保育園・幼稚園の利用予定年齢 (「思っている」と回答した人)



■ 図 13. 利用したい保育サービス (「思っている」と回答した人)



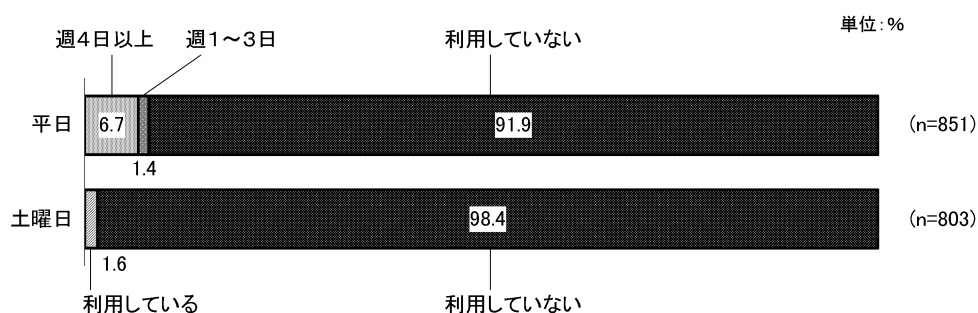
5. 放課後児童クラブ(学童保育)の利用

学童保育の現在の利用は、平日では 8.1%、土曜日では 1.6%が利用しています。一方、利用希望をみると、平日では 25.2%、土曜日では 21.3%が利用希望を持っており、学童保育に対するニーズが、平日、土曜日とも今以上に高いことが伺えます。

利用する日数は、平日では「週 4 日以上」と「週 1～3 日」がほぼ同じですが、土曜日では「月に 1～2 日」のほうが多くなっています。

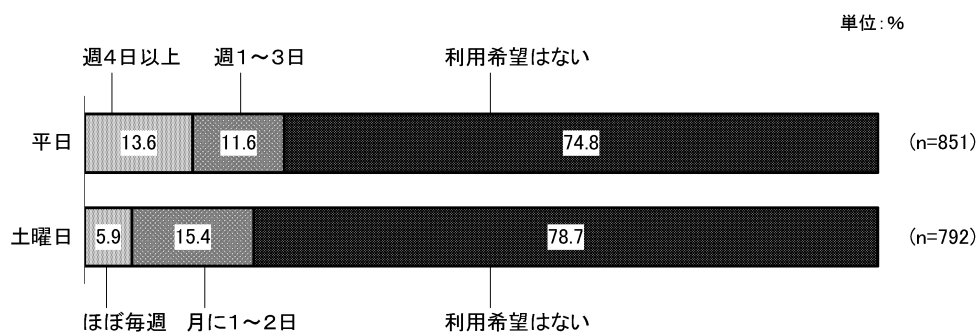
利用理由は、「現在就労している」が圧倒的に多く、仕事と子育ての両立のために、平日はもとより土曜日の実施を含め、学童保育の充実が求められています。

■ 図 14. 放課後児童クラブの利用状況 ■

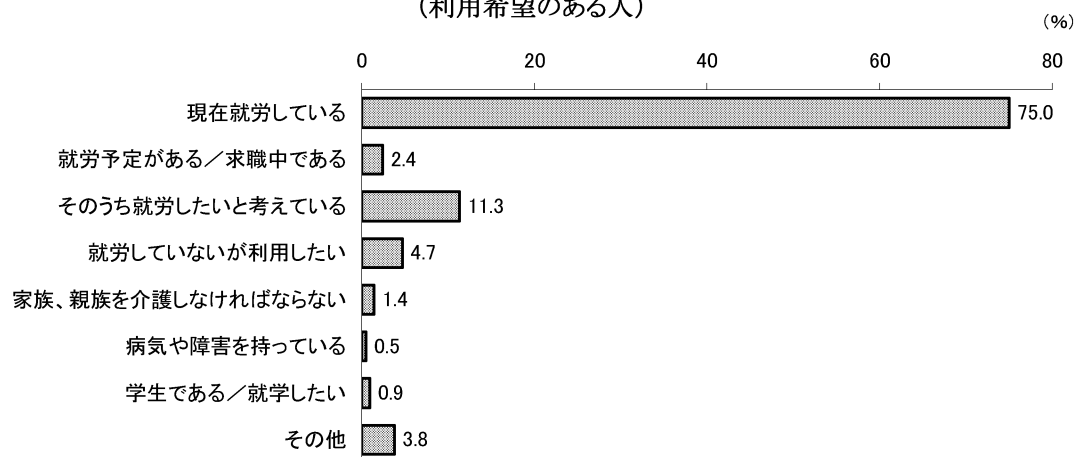


注) 「利用している」の内訳は「ほぼ毎週」(0.5%)、「月に1～2日」(1.1%)である

■ 図 15. 放課後児童クラブの利用希望 ■



■ 図 16. 放課後児童クラブの利用理由 (利用希望のある人) ■



6. 預かりサービスについて

幼稚園の利用者の預かり保育の利用状況は、「時々利用している」(54.9%) が最も多く、その他の利用しているを含むと「利用している」は67.5%と多くなっています。

病気で休んだ経験のある人は、保育園、幼稚園の利用者の内、約9割と多くなっています。

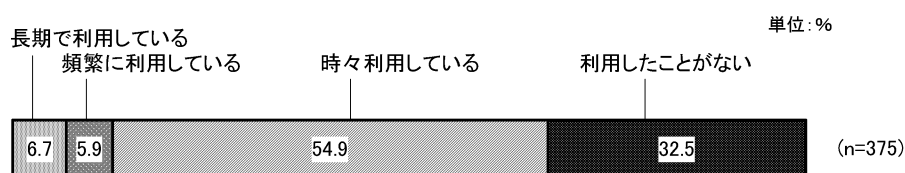
緊急の用事で子どもの面倒を見られなくなった経験のある人は、就学前児童の保護者の半数を占めています。

泊りがけで子どもを預けた経験のある人は、就学前児童、小学生の保護者の1割以上となっています。

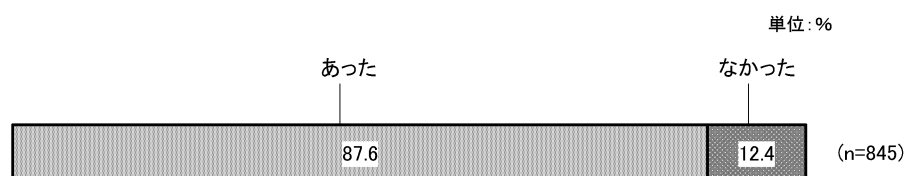
子どもを預けてリフレッシュしたいと思った人は、就学前児童の保護者の半数を占めています。

幼稚園の預かり保育、病後時保育、一時的な保育など、多様な保育サービスの充実が求められています。

■ 図 17. 幼稚園の預かり保育の利用状況 ■
(幼稚園の利用者)



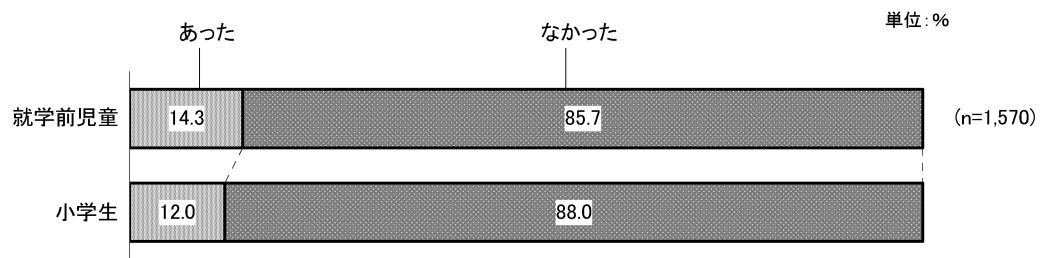
■ 図 18. 病気で、保育園、幼稚園等を休んだ経験 ■
(保育園、幼稚園等の利用者)



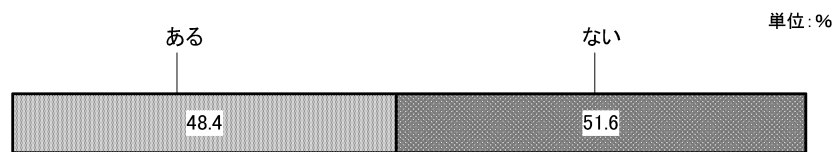
■ 図 19. 緊急の用事で子どもの面倒を見られなくなった経験 ■
(就学前児童)



■ 図 20. 泊りがけで子どもを預けた経験 ■



■ 図 21. 子どもを預けてリフレッシュしたいと思う経験 (就学前児童) ■

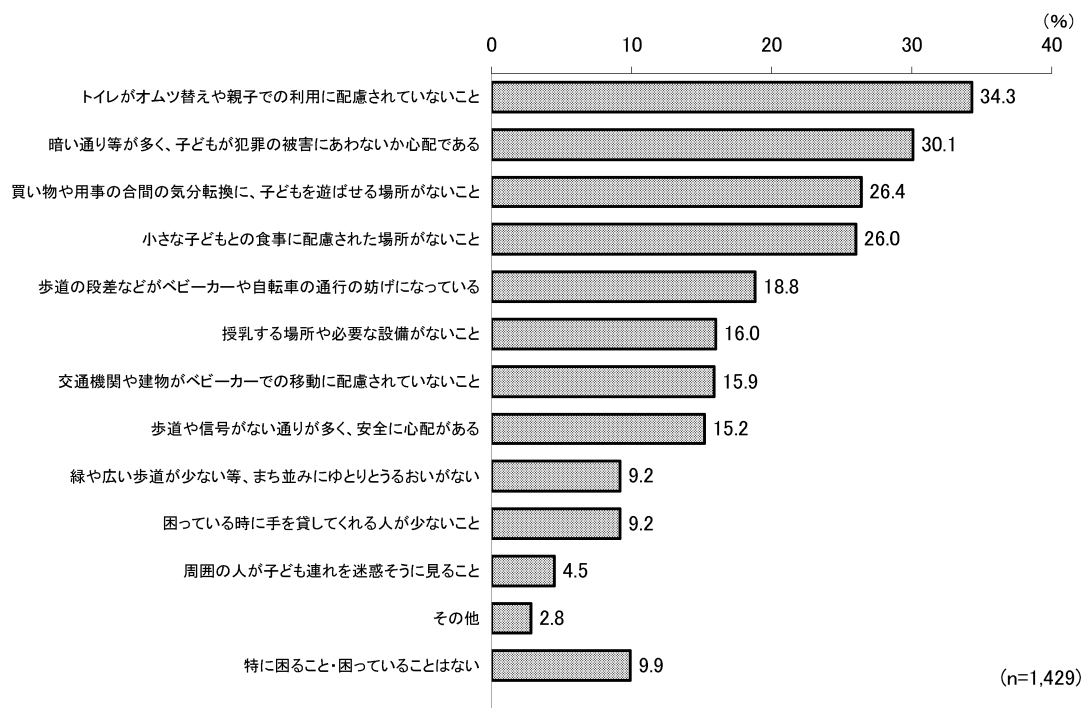


7. 子どもと外出する際に困ること

子どもとの外出の際困ることは、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が最も多く、次いで「暗い通り等が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」などとなっています。

「特に困る・困っていることはない」は1割と少なく、親子が外出しやすい環境の整備が求められています。

■ 図 22. 子どもと外出する際に困ること ■
(就学前児童)



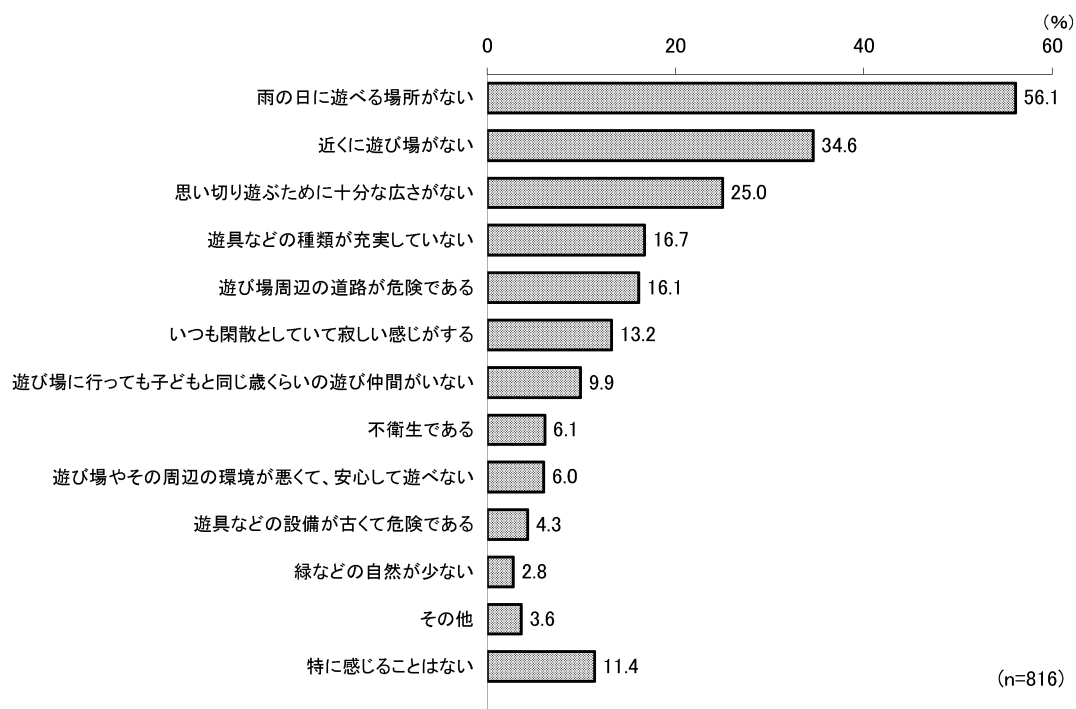
8. 遊び場について感じていること

遊び場については、「雨の日の遊べる場所がない」が最も多く、次いで、「近くに遊び場がない」「思い切り遊ぶために十分な広さがない」等となっています。

「特に困る・困っていることはない」は約1割と少なく、遊び場の整備が求められています。

■ 図 23. 遊び場について感じていること ■

(小学生)

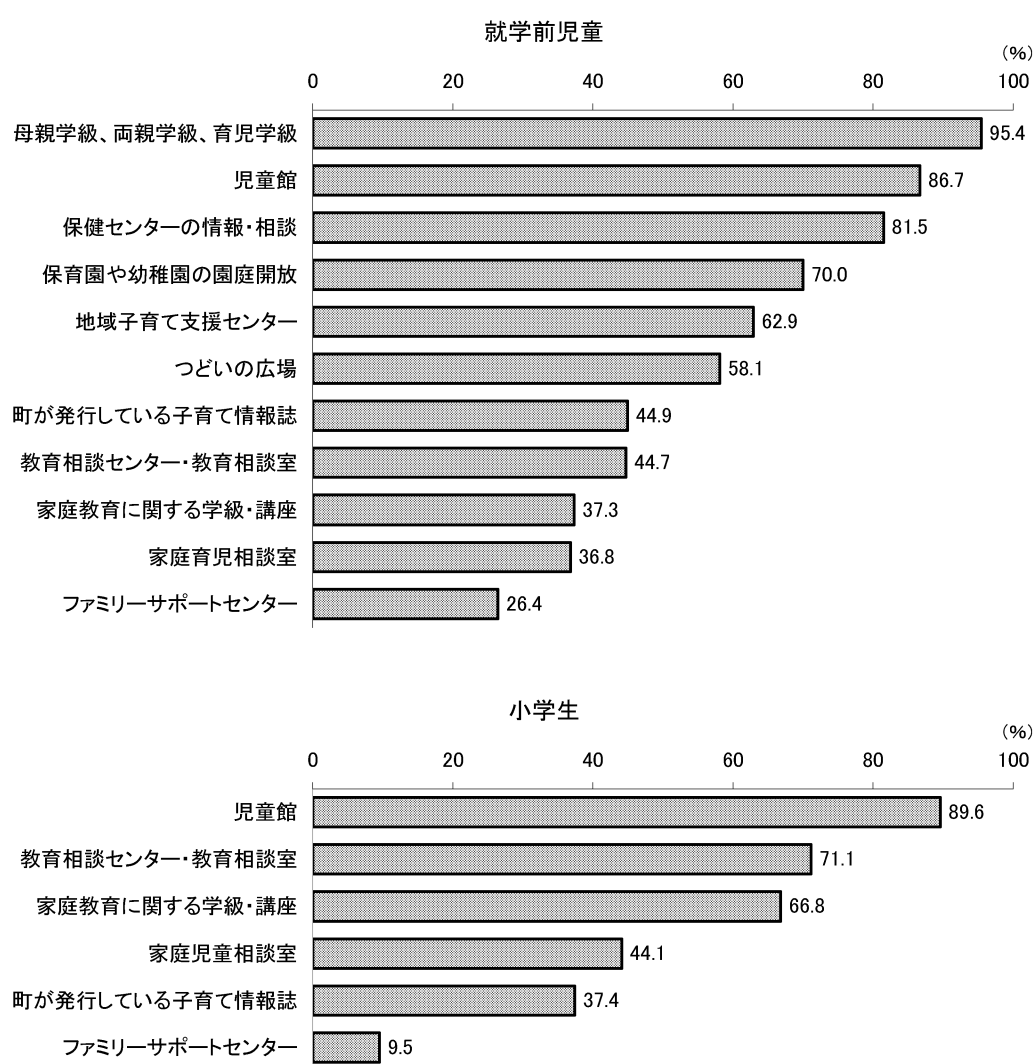


9. 子育て支援サービスの認知

子育て支援サービスの認知度を見ると、「ファミリーセンター」や「家庭児童相談室」「町が発行している子育て情報誌」等の認知度が低くなっています。

より多くの保護者が利用し、安心して子育てしてもらおうという観点から見て、子育てサービスに対する情報提供が更に必要だといえます。

■ 図 24. 子育て支援サービスの認知度 ■



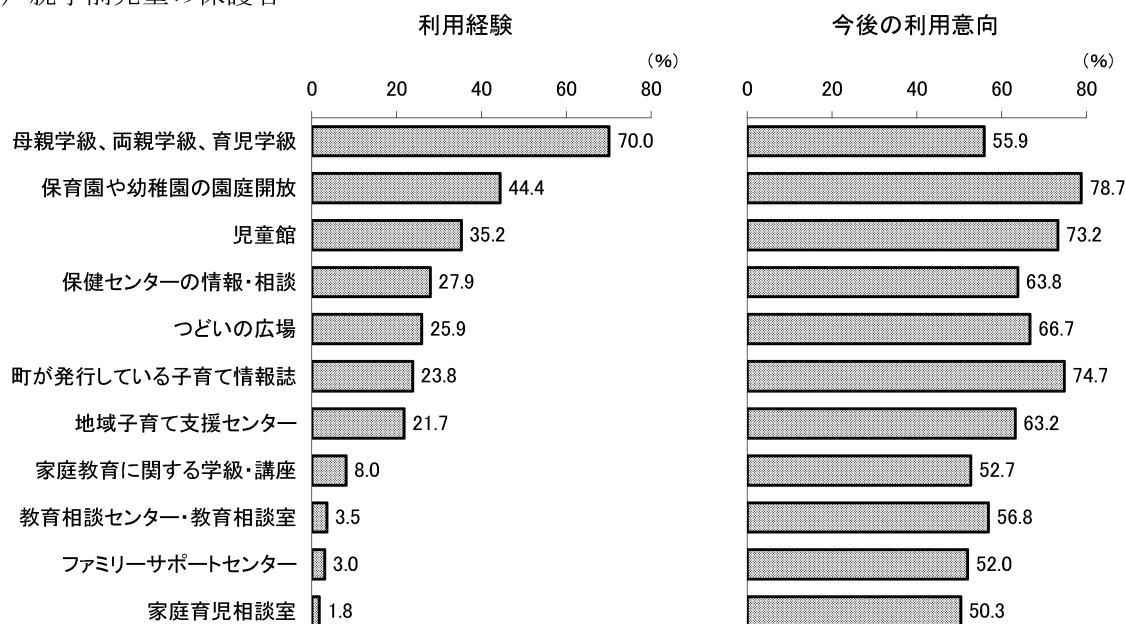
10. 子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向

子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向を見ると、就学前児童の保護者の「母親学級、両親学級、育児学級」を除くいたほとんどが、今後の利用意向の方がかなり高くなっています。特に、就学前児童の保護者の「保育園や幼稚園の園庭開放」「児童館」「町が発行している子育て情報誌」に対する利用意向が高くなっています。

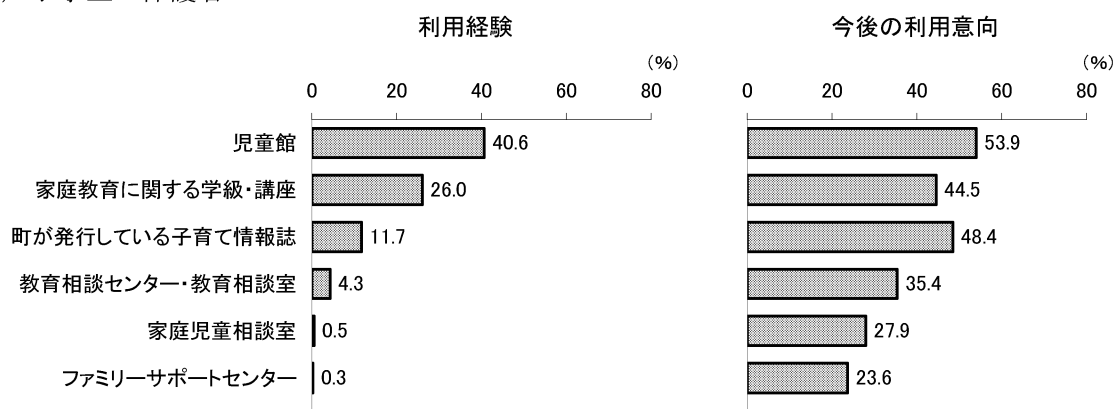
子育て支援サービスに対するニーズが高く、特に就学前児童の保護者のニーズが高いことが伺えます。

■ 図 25. 子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向 ■

(1) 就学前児童の保護者



(2) 小学生の保護者

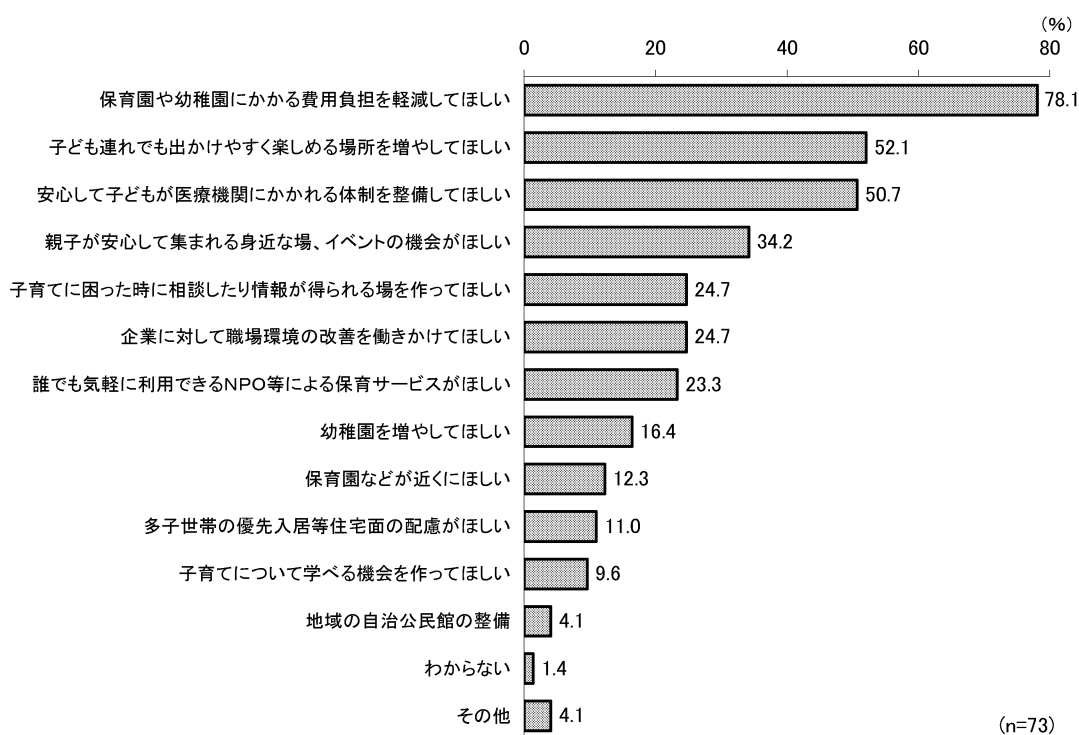


11. 子育て支援に関する町への要望

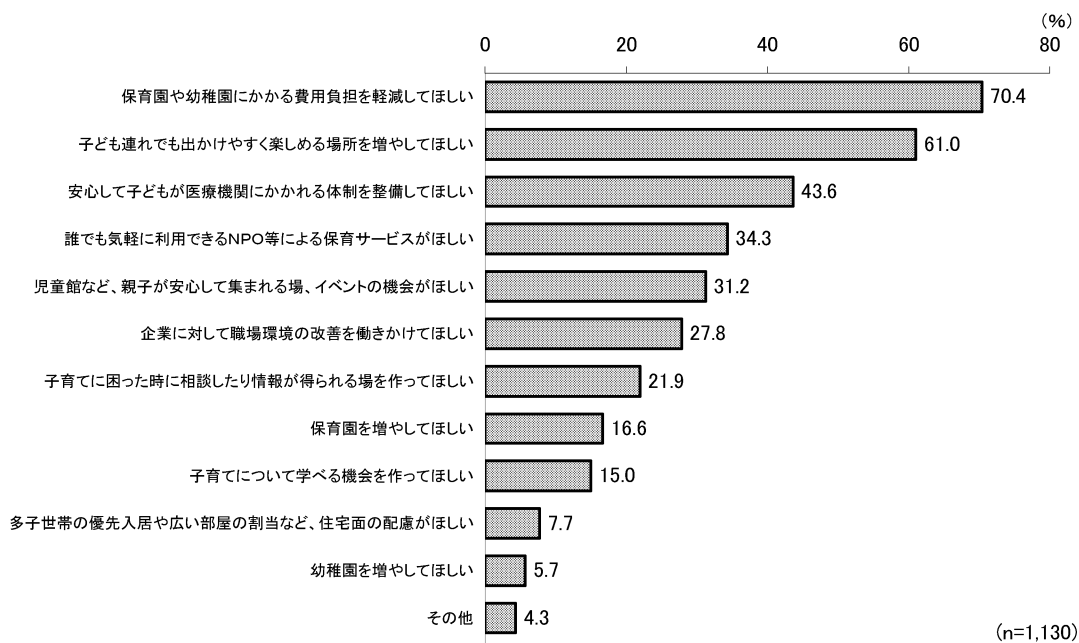
子育て支援に対する行政への要望については、「保育の費用負担の軽減」（就学前児童の保護者、妊婦）が非常に多く、次いで、「子ども連れで出かけられる場所」「医療機関体制の整備」「親子が集まれる場所・イベント」がすべての保護者で多く、就学前児童の保護者では「NPO等による保育サービス」も多くなっています。

様々な支援を求めています。

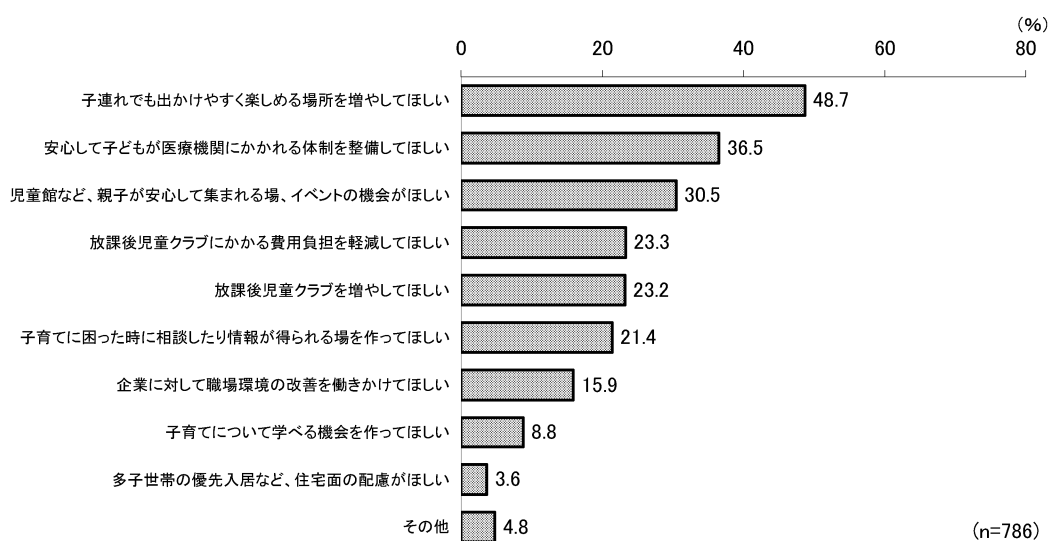
■ 図 26. 妊婦の要望 ■



■ 図 27. 就学前児童の保護者の要望 ■



■ 図 28. 小学生の保護者の要望 ■



第 6 章 資 料 編

1 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

〔 平成16年9月16日 〕
〔 告 示 第 8 2 号 〕

(目的)

第1条 次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定にあたり、子育て支援施策の基本的な事項を検討するため、壬生町次世代育成支援対策行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、行動計画に関し審議を行い、計画原案を作成する。

(組織)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成し、委員は町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

2 委員が任期中に退任した場合の後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会)

第7条 協議会の所掌事務を補佐するため、協議会に策定部会を置く。

2 策定部会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 策定部会の部会長は、民生部福祉課長の職にある者をもって充てる。

4 策定部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、民生部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

制定文 抄

平成16年9月16日から適用する。

2 壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

	所 属 名	職 名	氏 名
1	壬生町医師会	会 長	安樂 之孝
2	壬生町議会民生常任委員会	委員長	○ 石村 壽夫
3	壬生町民生委員協議会	会 長	山崎 文吉
4	壬生町小中学校長会	会 長	桑川 武正
5	壬生町PTA連合会	会 長	小室 俊治
6	壬生町幼稚園連合会	会 長	横山 明良
7	壬生町幼稚園PTA連合会代表	国谷幼稚園PTA会長	安生 和志
8	壬生町民間保育園代表	壬生寺保育園長	渡邊 光喜
9	壬生町保育園保護者会連合会	会 長	佐藤 義美
10	壬生町母親クラブ	会 長	小牧 敦子
11	栃木県県南健康福祉センター	次 長	太田 洋
12	栃木県県南児童相談所	所 長	若林 勝治
13	壬生町	助 役	◎ 神永 榮
14	壬生町	教育次長	山川 進
15	壬生町	民生部長	森田 益夫

◎は会長、○は副会長

3 壬生町次世代育成支援行動計画策定部会委員名簿

	部 署 名
1	福祉課長
2	総務課庶務人事係長
3	企画財政課企画調整係長
4	保健課健康増進係長
5	商工観光課商業観光係長
6	都市計画課都市計画係長
7	学校教育課庶務係長
8	生涯学習課社会教育係長
9	福祉課社会福祉係長
10	福祉課児童福祉係員
11	とおりまち保育園長
12	児童館長
13	ドリームキッズ園長
14	福祉課子育て支援担当

4 計画策定の経緯

年 月 日	計 画 策 定 の 経 緯
平成15年12月	『壬生町次世代育成支援地域行動計画実態調査』（ニーズ調査）実施 目 的：行動計画策定のための、出産・子育て実態の把握 調査地域：壬生町全域 調査対象：妊婦 就学前児童の保護者 小学校児童の保護者 中学生 高校生
平成16年3月末	『壬生町次世代育成支援地域行動計画実態調査』集計報告書完成
7月～8月	『特定14項目に係る目標事業量見込み数値報告書』、『次世代育成支援対策市町村行動計画ヒアリング項目』の作成、県への報告
9月	壬生町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱 制定
9月30日	第1回 策定部会開催 1. 計画策定について 2. 特定14項目に係る目標事業量見込み数値報告書について
10月8日	第1回 策定協議会開催 1. 計画策定について 2. 特定14項目に係る目標事業量見込み数値報告書について
11月15日	第2回 策定部会開催 1. 計画の基本的な考え方について 基本的視点、基本理念、基本目標等の検討 2. 計画の章立てについて
11月25日	第2回 策定協議会開催 1. 計画の基本的な考え方について 基本的視点、基本理念、基本目標等の審議 2. 計画の章立てについて
12月24日	第3回 策定部会開催 1. 計画素案の検討について ①計画の基本的な考え方等の検討 ②施策の展開、計画の推進体制の検討
平成17年1月19日	第3回 策定協議会開催 1. 計画素案の検討について ①計画の基本的な考え方等の審議 ②施策の展開、計画の推進体制の審議
2月9日	第4回 策定部会開催 1. 計画素案の検討について ① 施策、事業内容の検討 ② 計画素案全体の検討

年 月 日	計 画 策 定 の 経 緯
3月2日	第4回 策定協議会開催 1. 計画素案の検討について ① 施策、事業内容の審議 ② 計画素案全体の審議・承認
3月	計画書の編集・印刷
3月末	計画書完成

壬生町次世代育成支援行動計画

平成17年3月 発行

編集・発行 壬生町民生部福祉課

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

T E L 0282-81-1832